令和八年九月三十日

令和八年第四回岐阜県議会定例会会議録

第　二　号

議事日程（第二号）

令和八年九月三十日（水）午前十時開議

第一　議第八十六号から議第百十二号まで
第二　請願第四十四号から請願第四十七号まで
第三　一般質問

本日の会議に付した事件

一　日程第一　議第八十六号から議第百十二号まで
一　日程第二　請願第四十四号から請願第四十七号まで
一　日程第三　一般質問

出席議員　四十五人

一番	木村千秋君	
二番	辻井俊貴君	
三番	判治康信君	
五番	平野恭子君	
六番	長谷川泰幸君	
七番	和田直也君	
八番	今井瑠々君	
九番	牧田秀憲君	
十番	黒田芳弘君	
十一番	森治久君	
十二番	中川裕子君	
十三番	伊藤英生君	
十四番	澄川寿之君	
十五番	山内房壽君	

十六番　森　益基君
十七番　小川　祐輝君
十八番　平野　祐也君
十九番　所　竜也君
二十番　今井　政嘉君
二十一番　藤本　恵司君
二十二番　安井　忠幸君
二十三番　恩田　佳幸君
二十四番　広瀬　修薫君
二十六番　酒向　薫君
二十七番　水野　吉近君
二十八番　布俣　正也君
二十九番　国枝　慎太郎君
三十番　長屋　光征君
三十一番　高殿　尚君
三十二番　田中　勝士君
三十三番　松岡　正人君
三十四番　小原　尚君

職務のため出席した事務局職員の職氏名

三十五番	水野正敏	君
三十六番	野島征夫	君
三十七番	渡辺嘉山	君
三十八番	伊藤正博	君
三十九番	川上哲也	君
四十番	伊藤秀光	君
四十一番	平岩正光	君
四十三番	佐藤武彦	君
四十四番	森正弘	君
四十五番	村下貴夫	君
四十六番	尾藤義昭	君
四十七番	岩井豊太郎	君
四十八番	猫田孝	君

事務局長	梅本雅史	
総務課長	田中由美子	
議事調査課長	此島祐司	
議事調査課管理調整監	大平洋右	
同課長補佐	佐藤由子	
同課長補佐	弥栄剛	
同係長	加藤純一	
同主査	堀部貴子	

説明のため出席した者の職氏名

知事	江崎禎英	君
副知事	足立葉子	君
副知事	国枝玄	君
会計管理者	工藤由理香	君
理事（まちづくり担当）	野崎眞司	君

知事公室長	松本順志君
総務部長	平野孝之君
総合企画部長	兼松伸和君
総合企画部未来創成局長	保科実君
危機管理部長	海蔵敏晃君
環境エネルギー生活部長	田口博史君
健康福祉部長	中西浩之君
子ども・女性部長	桑田善晴君
商工労働部長	小島光則君
観光文化スポーツ部長	渡辺幸司君
農政部長	堀智考君
林政部長	長谷川雅樹君
県土整備部長	藤井忠直君
都市建築部長	飯島竜二君
都市建築部リニア未来都市局長	戸田克稔君
教育長	堀貴雄君
警察本部長	山口寛峰君
代表監査委員	鈴木祥一君

人事委員会事務局長　大野陽一君
労働委員会事務局長　廣瀬雅史君

九月三十日午前十時開議

○議長（松岡正人君）　ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（松岡正人君）　諸般の報告をいたします。

書記に朗読させます。

（書記朗読）

請願書の受理について

請願第四十四号　働く者の声を尊重した労働時間法制の実現とＩＬＯ三者構成原則の堅持を求める意見書を政府に提出することを求める請願、外三件の請願書を受理しました。

監査結果等の報告の提出について

監査委員から、お手元に配付のとおり、令和八年九月二十九日付をもって、地方自治法第百九十九条第九項

の規定により定期監査の結果について及び行政監査の結果について、並びに令和八年九月二十九日付をもって、地方自治法第二百三十五条の二第三項の規定により例月出納検査の結果について報告の提出がありました。

＋＋＋

今回は六分割二十四項目で質問をさせていただきますが、いずれも県政全般にわたる重要な事項であり、現場の声や実情を調査しての質問であります。どうかよろしくお願いいたします。

初めに、令和八年熊本地震を踏まえた本県の震災対策として三点、まず酷暑期を見据えた震災対策の強化について伺います。

今年の夏は最高気温四十度以上を観測した日が過去最多となるなど、全国的に記録的な暑さが続きました。もはや四十度を超える暑さも決して珍しいものではなく、猛暑、酷暑を前提とした社会の在り方が求められる状況となっております。そうした中、七月二十八日に熊本県で最大震度七を観測する地震が発生をし、甚大な被害が生じました。

今回、特に強く認識させられたのが、真夏の大規模災害への備えの重要性であります。避難所の冷房環境や熱中症対策、断水の中での水の確保など、酷暑期ならではの課題が浮き彫りとなりました。断水によってトイレ環境が悪化をして、トイレに行くことへの不安から水分摂取を控える避難者も見えるなど、酷暑とライフライン被害が重なることで命や健康を脅かす状況が生じる状況も報じられております。

本来、命を守る避難所であっても、酷暑や停電、断水が重なれば、避難生活そのものが健康上のリスクとなり、高齢者や持病を抱える方への影響は一層深刻となります。

災害の種類は異なるものの、今月八日の名古屋市の大雨被害は、過去の災害の教訓をその後の備えに生かすことの重要性を示したものでありました。市街地が広く冠水する中、平成十二年の東海豪雨を教訓に整備されてきた雨水貯留施設が大量の雨水を受け止め、浸水の解消は当時より格段に早まったと専門家から評価を受けております。

本県では、発災後早期から熊本県へ職員を派遣し、避難所運営や保健師による健康管理などを支援してきました。派遣職員からも、避難所環境や猛暑による食事への影響、活動量低下、低栄養などの課題が報告をされております。

また、本県では、現在、南海トラフ地震に加え、活断層による直下型地震についても被害想定の見直しを進めております。被害想定は、地域防災計画をはじめ、備蓄や受援体制など具体的な対策を検討する前提となるものであり、今回の熊本地震で得られた教訓と併せて、今後の備えにつなげていくことが重要であります。

そこで、知事に質問です。今回の熊本地震で明らかとなった酷暑期の避難生活や断水などの課題、被災地へ派遣した本県職員の知見、さらに現在進めている被害想定の見直しによって明らかとなる本県の災害リスクを今後の震災対策にどのように反映をし、その実効性を高めていかれるのかお伺いをします。

次に、避難所となる学校体育館の空調整備について伺います。

学校体育館は、日常の教育活動の場であると同時に、災害時には多くの住民を受け入れる避難所として重要な役割を担います。

文部科学省の令和八年五月一日時点の調査によりますと、県内の公立小・中学校で避難所に指定されている体育館等の空調設置率は三三・二%にとどまっており、約三分の二は未整備の状況であります。また、県立高校では、熱中症対策として各校にスポットクーラーが暫定設置をされておりますが、昨年九月議会の教育長答弁においても、体育館全体を冷やすものではなく、集会等には不向きであるなど、その限界が示されております。

今回の熊本地震を踏まえれば、真夏の災害時に多数の避難者が長時間過ごすことを想定し、学校体育館を避

難所として実際に機能する環境としていくことが一層求められております。

そこで、教育長に質問です。酷暑期の避難所機能を確保する観点から、県立高校体育館の空調整備を今後どのように進めていかれるのか。また、市町村立小・中学校についても整備が進むよう、県としてどのように支援していかれるのかお伺いをします。

次に、避難所外の被災者に対する支援体制について伺います。

災害時には、全ての被災者が指定避難所で生活するとは限らず、様々な事情から在宅避難や車中泊を選択する方もお見えです。今回の熊本地震では、車中泊を続けていた高齢者が車内で心肺停止の状態で発見され、その後お亡くなりになり、熱中症だったと見られる事例も報じられております。

避難所を利用しない理由は様々ですが、ペットを飼っているため避難所への避難をためらうケースも想定をされ、こうした不安を少しでも解消し、安心して避難できる環境を平時から整えていくことが必要です。先日の新聞報道では、海津市がこのほど民間事業者と協定を締結してペット同行避難の円滑な受入れに向けた体制整備を進めていることが紹介されております。こうした取組も参考に、避難所を利用しない被災者について、その所在やニーズを的確に把握をして必要な支援につなげる体制を平時から整えていくことが重要であります。

そこで、危機管理部長に質問です。ペット同行避難への対応も含め、避難所外で生活する被災者を行政の支援から取り残さないため、県としてどのような体制整備を進めていかれるのかお伺いをします。

ここで一回目の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（松岡正人君）　知事　江崎禎英君。

〔知事　江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君）　おはようございます。

私には、酷暑期を見据えた震災対策の強化についてお尋ねをいただきました。

今年七月の熊本地震では、三十八名の貴い命が失われ、二千三百棟を超える家屋が全壊するなど、大きな被害に見舞われました。亡くなられた方々に哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様にお見舞いを申し上げたいと思います。

さて、今回の熊本地震は近年発生していなかった真夏の大地震であり、車中泊の高齢女性が熱中症で亡くなるなど、四十度近い酷暑というこれまで経験したことのない状況の中での対応が求められました。

本県は宇城市の対口支援団体となりまして、これまでに県と市町村合わせて四十八人の職員を派遣しております。派遣された職員からの報告によりますと、被災地の各自治体では、エアコンがない避難所で風通しをよくするための工夫や、エアコンが使える近隣の公共施設や民間施設を被災者向けに開放する取組など、多くの発見があったとのことでございます。

岐阜県では、これまで季節に応じた災害に対応するため、スポットクーラーやヒーターを各圏域に配備するなどの取組を行ってきたところではございますけれども、こうした熊本での取組や工夫は、今後の防災対策にも取り入れてまいりたいと考えております。

一方、避難所の空調の整備が遅れていたことは酷暑対策における大きな弱点として浮き彫りになりました。今後、本県におきましても、避難所となっております施設の空調環境について早急に調査を行った上で、その対応について市町村と共に検討を行ってまいります。

このように被災地から得られた課題や教訓は、近年大きな地震災害が発生していないこの岐阜県にとっても

大変貴重な教訓であり、財産だと思っております。現場で経験した課題や対応などの情報を取りまとめ、県の防災マニュアルへの反映や市町村への共有を行うことで、今後の防災対策に活用してまいります。

また、現在県では南海トラフ地震等の被害想定の見直しを実施しており、今年度末に公表する予定です。そこでは、人的被害、家屋被害、ライフライン被害などの様々な項目を調査する中、人的被害は季節によっても変化するということでありますので、今回の被害想定では夏と冬を分けた想定を行うこととしております。その結果を酷暑時における必要な人員体制、資機材の数量などの見直しに活用してまいります。

今回の熊本地震では、暑さ対策に加えて上水道の断水によるトイレの不足、避難所立ち上げ時のベッドやパーティションの不足、罹災証明書発行時の混乱、そして市町村の受援体制など、様々な課題が改めて浮き彫りになりました。これらの課題につきましても、暑さ対策と同様、現地で得た教訓を整理し、国の交付金を活用した避難所環境の改善など、必要な防災対策を進めてまいります。

○議長（松岡正人君）　教育長　堀　貴雄君。

〔教育長　堀　貴雄君登壇〕

○教育長（堀　貴雄君）　私からは、避難所機能を支える学校体育館の空調整備についてお答えをします。

県立高校については、全六十三校中五十九校が避難所に指定されておりますが、全ての高校において体育館の空調は整備されておりません。

今回の熊本地震は真夏に発生し、避難所となる体育館の空調整備の重要性を改めて認識したところであり、学校の教育活動のみならず、防災の面からもその整備は喫緊の課題であると考えております。このため、熱中症リスクや避難所としての役割、公立小・中学校の体育館における空調の整備状況などを総合的に勘案し、早

急に整備方針を検討してまいります。あわせて、県立高校の体育館への空調整備に係る財政支援について、引き続き国に要望してまいります。

一方で、避難所に指定されている公立小・中学校の体育館について、国は一昨年の補正予算において空調整備に係る交付金を創設し、先月には空調設置率一〇〇％の目標年度を令和十七年度から令和十三年度へと前倒しをしたところです。県教育委員会としましては、市町村教育委員会に対してこの国の財政支援制度について情報提供をするとともに、その積極的な活用を促すなど、さらなる整備を後押ししてまいります。

○議長（松岡正人君）　危機管理部長　海蔵敏晃君。

〔危機管理部長　海蔵敏晃君登壇〕

○危機管理部長（海蔵敏晃君）　避難所外の被災者を取り残さない支援体制についてお答えいたします。

災害発生時には、まずは身の安全を確保し、避難所に避難するようお願いしておりますが、避難所生活に不安を抱く方の中には車中泊などのいわゆる分散避難を選択する方もおられます。

県では、こうした個別事情がある方も安心して避難生活が送れるよう、二つの観点から支援を行っております。

一つ目は、避難所の環境改善です。

女性専用スペースの確保や福祉避難所の開設のほか、ペットとの同行避難ができるよう人とペットの居住スペースの明確な区別を地域防災計画や避難所運営ガイドラインへ明記するなど、様々な方が安心して生活できる避難所の環境改善を市町村に促しております。

二つ目は、それでもなお分散避難を選択せざるを得ない方への対応です。

本県独自の分散避難システムを通じて避難所外の被災者を把握し、食事や健康管理などの支援を行う仕組みを構築しております。

今後もこうした取組を市町村と連携して行い、大規模災害時でも全ての被災者が必要な支援を受けられる体制を整備してまいります。

○議長（松岡正人君）　二十八番　布俣正也君。

〔二十八番　布俣正也君登壇〕

○二十八番（布俣正也君）　それぞれ御答弁ありがとうございました。

続きまして、新たな県政ビジョンを支える行財政基盤として、まず新たな総合戦略とその実現に向けた来年度予算編成の対応方針について伺います。

新たな総合戦略については、策定に当たりまして、これまで様々な手法により幅広く県民の意見を伺いながら検討が進められ、先日これらを踏まえた骨子案が示されたところであります。

今回示された骨子案には、目指すべき次期岐阜県の姿とその実現に向けた政策の方向性が示されております。一方、新たな総合戦略の初年度予算となる来年度当初予算には、戦略の推進を支え、目指すべき岐阜県の姿を実現するため、必要な施策を盛り込んでいく必要があります。

八月に公表された令和七年度一般会計決算見込みでは、歳入総額は九千七百九十六億円、歳出総額は九千六百四十四億円となり、いずれも二年連続で増加をしました。また、県税収入は、賃金上昇等による個人県民税の増加や企業収益の向上などにより二千八百七十四億円と過去最高となり、経常収支比率も九三・三％と前年度から改善をしております。

一方、社会保障関係経費の増加に加えまして、物価や人件費の上昇など、今後の財政運営には引き続き多くの課題があります。限られた財源を有効に活用しながら県民生活を支え、将来の県政発展につながる施策には必要な予算を着実に配分していかなければなりません。

国においては、令和九年度予算編成に当たって、補正予算への依存から脱却をして、恒常的な施策については原則として当初予算で措置する方針が示されております。

私の地元でもこの夏、建設事業者から、例年に比べ仕事が少なく、重機が動かない日が増えているとの声を伺いました。地域の建設業は、日常の維持管理に加え、災害対応や冬場の除雪を担う大変重要な存在であります。平時の事業量が減れば人員や機械の維持が難しくなり、いざというときの地域の防災力低下にもつながりかねません。こうした点も踏まえ、公共事業については、資材価格や人件費の上昇が続く中、地域の実情に応じた維持管理や国の採択基準に満たない事業などを機動的に進める県単枠について、必要な事業量に見合った予算規模を当初予算からしっかりと確保していくことが重要であります。

そこで、知事に質問します。今般示された新たな総合戦略の骨子案に込めた思いをお聞かせください。また、総合戦略で描く姿の実現に向け、来年度予算編成の課題認識と対応方針についてどのように考えるのか、特に県単公共事業予算の十分な確保に向け、どのような方針で対応していくのか伺います。

続いて、国枝副知事にふるさと岐阜県への思いと県政発展への取組について伺います。

去る七月、約一年ぶりとなる国からの副知事として国枝　玄副知事が就任をされました。国枝副知事は、池田町の御出身で、平成十三年に農林水産省へ入省後、熊本県へ出向、フランス留学、ＯＥＣＤ日本政府代表部勤務など、県外、海外で多様な経験を重ねてこられました。長くふるさとを離れ、外から岐阜県を見てこられ

た国枝副知事だからこそ気づく本県ならではの価値や可能性があるものと考えます。また、国枝副知事は、農林水産省で農産政策、森林行政、環境・バイオマス、輸出・国際政策などを経験され、内閣官房や内閣府では地方創生にも携わってこられました。

江崎知事は、国枝副知事に食料・エネルギーの自給体制の強化、農畜水産業の成長産業化、再生可能エネルギーの推進に加え、本県の課題を踏まえて国の制度の新設や見直しにつながる政策提案を担うことを期待されておられます。その上で、農政の専門性を核に県政全般にその知見を生かし、本県の課題を国の制度改革や新たな政策につなげることも求められます。

県議会としても、国枝副知事には、これまで培ってこられた経験と人脈を存分に生かし、県政を力強く前へ進めていただくことを大いに期待するものであります。

そこで、国枝副知事に伺います。県外や海外からふるさとを見てこられた経験も踏まえて、本県の魅力や強み、今後の発展に向けた可能性をどのように捉えておられるでしょうか。また、知事から寄せられた期待に対し、これまで培ってこられた経験や人脈、専門的知見をどのように県政課題の解決に生かし、本県のさらなる発展に向けてどのように取組を進めていかれるのかお聞かせください。

続いて、デジタル・トランスフォーメーション推進計画について二点伺います。

現行の岐阜県デジタル・トランスフォーメーション推進計画は、令和四年度から八年度までを計画期間として、行政のデジタル化、市町村行政のＤＸ支援、各分野のＤＸを三本の柱に、行政手続のオンライン化やＲＰＡの導入などを進めてきました。その結果、令和七年度のオンライン申請は約二十八万九千件、ＲＰＡによる業務削減時間は令和五年度から七年度まで約九千二百二時間に上るなど、一定の成果を上げております。一方、

オンライン申請の利用は全体の約三分の一にとどまっており、デジタル化の基盤は整いつつあるものの、県民の利便性向上や職員の負担軽減に十分つながっていない取組もあるのではないでしょうか。また、市町村によって取組状況に差があることも課題であると考えます。

デジタル技術は導入すること自体が目的ではありません。行政手続が簡単になった、必要なサービスを迅速に受けられるようになったなど、県民が暮らしの変化を実感してこそＤＸを進める意義があります。人口減少や担い手不足が進む中、デジタルの力を単なる効率化にとどめず、行政や地域が抱える課題の解決につなげ、県民に具体的な変化として届けていくことが次期計画には求められていると考えます。

そこで、知事に質問です。現行計画の成果となお残された課題をどのように総括しておられるのでしょうか。また、それを踏まえ、次期計画の策定にどのような方向性で臨まれるのか伺います。

また、次期計画の骨子案では、行政のＤＸ、市町村行政のＤＸ支援、暮らしと仕事のＤＸと現行計画の三本柱をおおむね維持する形とされております。いずれの柱も大変重要でありますが、現行計画の下、これまで約五年間取り組んできたところであり、本県の現状を踏まえれば、次期計画まではさらなる取組の深化が求められていると認識をしております。

例えば行政のＤＸでは、タブレット型パソコンやコミュニケーションツールＴｅａｍｓを県組織に導入してきましたが、これを単なるデジタル化に終わらせず、業務改革につなげていく必要があります。また、市町村支援においては、年々深刻化する職員不足が行政運営上の課題になることが懸念されており、特に小規模な市町村においてもＤＸが着実に進められるよう配慮が求められます。

最後の暮らしと仕事のＤＸについては、先日の報道では、県内企業の生成ＡＩの活用率について、岐阜県は

全国最下位という調査結果も示されており、福祉や産業など各分野のＤＸの推進に一層力を入れていくことが必要であると考えます。

そこで、未来創成局長に質問です。次期計画における三本の柱について、現行計画から一歩踏み込んでＤＸを推進していく上で、何を重視し、どのように進めていくお考えか伺います。

続いて、県職員が能力を発揮できる職場環境づくりについて伺います。

職員が能力を十分に発揮できる職場環境を整えることは、県民サービスの向上はもとより、人材の確保・定着の観点からも重要であり、不断の見直しが必要であると考えます。

令和五年六月議会では、職員が昼の休憩時間に落ち着いて昼食を取ったり、気分転換ができるスペースが十分に確保されているのかとの質問がありました。これに対し、県からは、休憩時間に十分な休息や気分転換ができる執務環境の確保は、職員の疲労回復や業務効率化の観点から重要であるとの認識が示されております。

現在、県庁舎十九階の会議室は、始業前や昼休みの一定の時間帯は職員専用の休憩室、それ以外の時間帯は会議室として利用されております。しかしながら、実際に私もこの会議室を休憩時間帯に見てまいりましたが、机は会議用に配置されたまま利用されており、昼食や会話はできますが、気楽にくつろぎ、気分転換を図るための専用空間ではありません。率直に申し上げて、職員が仕事から一時離れ、気持ちを切り替えるためのリフレッシュ空間としては十分とは言い難いと感じました。

他県では、カフェのようにくつろげるスペースや交流、集中作業、気分転換など多様な使い方ができる空間を設けている県庁もあります。単に昼食を取る場所だけではなく、職員同士が交流できる場所、一人で落ち着いて過ごせる場所など、実際にリフレッシュできる空間をどうつくっていくのか、本県でも検討する余地があ

るのではないでしょうか。

また、職員のリフレッシュ環境という観点では、喫煙環境についても考える必要があります。

昨年二月議会に尾藤議員から、職場環境づくりの一環として、県庁敷地内への喫煙場所設置について質問がありました。これに対し、知事からは、喫煙の健康への影響に加え、県職員が敷地内で喫煙をする姿を県民にお見せすることは望ましくないとして、設置しないとの答弁がされたところであります。この考え方は理解するところであります。一方で、結果として喫煙をする職員が敷地外で施設を利用して、その姿が県民の目に触れている現状もございます。また、その利用をめぐって施設管理者とのトラブルもあったと伺っており、敷地内を禁煙とするだけではなく、敷地外への影響にも目を向ける必要があると感じております。

私自身、喫煙者ではなく、決してたばこの臭いを、煙を好むものではありません。また、県庁舎が健康増進法上の第一種施設であり、原則として敷地内禁煙であることも承知をいたしております。一方、健康増進法では、一定の要件を満たせば屋外に喫煙場所を設けることも認められており、厚生労働省も全面禁煙によって喫煙者が他の施設に流れ、近隣施設との摩擦が生じるおそれがあることを例外規定を設けた理由の一つとして説明をしております。喫煙を推奨するということではなく、受動喫煙の防止を大前提としながら、周辺施設への影響も含め、どのような対応が適切なのかという視点で考えていくことも必要ではないでしょうか。

職員が能力を十分に発揮するためには、業務の合間に気分転換を図り、オンとオフを切り替えられる環境が大変重要であります。休憩する場所が単にあるだけではなく、実際に利用しやすく、心身をリフレッシュして次の業務に向かえる環境になっているかという視点が重要であります。

知事は、県政運営でできない理由を並べるのではなく、できるための工夫を重ね、課題解決に取り組んで来

られております。県庁二十階の展望ロビーの休日一般開放も、県民目線で新たな価値を引き出された知事の柔軟な県政運営を象徴する一例であります。職員の働く環境についても、既存の運用を前提とするのではなく、よりよくするための視点で改めて考えていただきたいと思います。

そこで、知事に質問です。以上申し上げた点も含め、職員が能力を十分に発揮できる職場環境づくりという観点から、職員のリフレッシュ環境の在り方や対応について、改めて知事の考え方を伺います。

これで二回目の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（松岡正人君）　知事　江崎禎英君。

〔知事　江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君）　私には三点の御質問をいただきました。順次お答えをさせていただきます。

まず、新たな総合戦略とその実現に向けた来年度予算編成についてお答えをいたします。

新たな総合戦略の策定に当たりましては、その基本スタンスとして、県民の皆様と目指すべき岐阜県の姿を共有することが重要との認識に立ちまして、骨子案の作成に先立って、県民アンケートをはじめ、市町村や関係団体の皆様から幅広く御意見を伺ってまいりました。議員御指摘のとおりでございます。その結果、延べ七百十五名、経済団体をはじめ百一団体から約三千百件の御意見をいただき、分析・整理を行いました。

その結果を基に、県民の皆様が望む岐阜県の在り方として、まず第一に、人やモノが集まり、地域が楽しく元気になってほしいということ、そして第二に、安心して暮らし続けたいということ、そして第三に、自分らしく学び、働き、活躍できる場所であってほしいということ、この三点が出てまいりました。したがいまして、この大きく三つの点を目指すべき岐阜県の姿として導き出しまして、これを戦略の政策目標として掲げたとこ

ろでございます。

骨子案には、県民の皆様からいただいたこうした意見を基に、人口減少という社会構造の変化の中にあっても地域の活力が縮小することなく、むしろ岐阜県の持つ魅力や潜在力を最大限に引き出すことで人やモノを県内外から呼び込むとともに、新たな交流や挑戦を促し、地域の活力を高めていきたいとの思いを込めておるところでございます。

また、骨子案の策定に当たりましては、これまでの発想にとらわれず、新たな価値を生み出していく当たり前の見直しという視点を大切にしております。具体的には、昨年の知事就任以来進めてまいりました働いてもらい方改革やアグリパーク構想、異学年集団による学び合いなど、岐阜県ならではの新たな挑戦を盛り込んでいるところでございます。これらの政策を県民の皆様と共に進め、安心して暮らすことができ、希望とワクワクにあふれ、人やモノが集まる岐阜県を実現することで、日本の未来を変えることにもつながる、そんな戦略にしてまいりたいと考えております。

新たな総合戦略の初年度となります来年度の当初予算には、目指すべき岐阜県の姿の実現に向けた施策をしっかりと盛り込んでいく必要があると考えております。

一方で、これも議員御指摘ありましたけれども、消費税率の引下げや補正予算からの脱却など国の動向は不透明であり、また高齢化の進展による社会保障関係費の増加や金利上昇による公債費負担の増加が見込まれるなど、財政運営の先行きは例年以上に見通しが立てにくい状況にあります。こうした厳しい環境の中にあっても、知恵と工夫を最大限に生かし、国費や民間資金等の多様な財源を確保するとともに、効率的、効果的な事業への見直しなどを進め、持続可能な財政運営にも配慮しながら、新たな総合戦略の推進に必要な予算を編成

してまいります。

なお、県単独で実施いたします公共事業でございますが、県民の安全・安心を支える重要なものと認識しております。今回の補正予算案におきましても、令和八年熊本地震や各地で発生した大雨による被害を踏まえた防災・減災対策を推進することとしております。来年度当初予算においては、財政状況を考慮しつつ、必要な事業規模の確保に向けて検討してまいりたいと考えております。

次に、デジタルトランスフォーメーションに関連して、現行計画の総括と次期計画策定の基本的な考え方についてお答えをいたします。

岐阜県では、令和四年に現行のＤＸ推進計画を策定し、行政のデジタル化、市町村行政のＤＸ支援、各分野のＤＸの三本の柱に沿って取組を進めてまいりました。具体的に申し上げますと、県立高校の入試出願に関する手続全体のデジタル化や介護分野における介護ロボットの導入支援、社会インフラの分野におけるドローンやＡＩの活用などを進めるとともに、市町村の取組への財政的・人的支援や職員の研修など、事務の効率化と負担の軽減を進めてきたところでございます。

こうした取組によって、現時点において、成果指標、七十一ありますけど、七十一の成果項目の約七割が達成見込みということになっております。現行計画に基づく取組は一応着実に進んでいると言えると思います。

しかしながら、その一方で、これまでの取組によって県民の皆様の暮らしがどれだけ便利になったのか、十分に実感いただけていないという課題が指摘されておるところでございます。今後は、現行計画の下で整備を進めてきたデジタル基盤を活用して、いかに県民の皆様にその効果や意義を実感していただくかという視点に立ってＤＸ政策を進めていく必要があると考えております。

まさに議員御指摘ありましたように、デジタル技術はあくまで手段であって目的ではありません。県民の皆様一人一人の暮らしの中で、これまで当たり前だ、仕方がないと思っていたことがデジタル技術を活用することで、ああ楽になったなと、便利になったなと、安全になったなといった実感につながることが重要であると考えております。このため、次期計画においては、県民の皆様にＤＸの成果を実感していただけることを基本に、目標設定の在り方から見直してまいりたいと考えております。

具体的には、まず行政のＤＸ推進に当たっては、デジタル技術の活用と業務そのものの在り方の見直しを効果的に組み合わせることで、従来の業務の手法や進め方の当たり前を県民目線で問い直してまいります。

次に、人口減少が深刻化する中で、どこに住んでいても必要な行政サービスを受けられるよう、市町村のＤＸを進めてまいります。自治体によって取組に格差が生じないよう、特に小規模市町村に対する支援の強化を計画の柱に位置づけてまいります。

最後に、昨今のＡＩの進歩やデジタル技術をめぐる急速な環境の変化に的確に対応することも重要でございます。このため、次期計画では、成果指標を簡素化し、柔軟な施策の実施が可能となるものにしたいと考えております。

同時に、成果指標については、例えば、市役所の窓口に行って、そもそも記入するという行為をしなくてもいいようにするといった書かない窓口など、申請手続そのものの見直しを通じて、実際にどれだけ利便性の向上が実感されているかなど、県民の皆様にとって分かりやすい内容にしてまいりたいと考えております。

最後に、県職員が能力を発揮できる職場環境づくりについてお答えを申し上げます。

職員がその能力を十分に発揮するためには、職員自身が健康であることはもちろんのこと、仕事と生活の調

和、いわゆるワーク・ライフ・バランスを図ることや、意欲を持って働くことができる職場環境を整備することが重要だと考えております。こうした観点から、御指摘にありました職場におけるリフレッシュ環境の整備は、職場環境づくりの大切な取組の一つであると認識しております。私もヘルスケア産業課長として推進してまいりましたので、非常に理解するところでございます。

このため、現在、県庁舎におきましては、福利厚生施設として売店内のカフェスペースや食堂を設けるとともに、職員のニーズに応じた環境整備に努めておるところでございます。具体的には、ただいま議員から御紹介がありました十九階の休憩室兼会議室に加え、一人または少人数で休憩に利用可能な個室環境を確保するため、各フロアの小規模会議室やパーティションで区切られた個人用集中作業スペースを昼食場所として利用できるように運用しています。

また、二十階展望ロビー、そして一階から三階の待合スペースにつきましても、特に三百六十度ガラス張りの眺望が楽しめる二十階のロビー、大空間でのリフレッシュを求める声を受けまして、職員の飲食を可能とするよう昨年九月から運用を見直したところでございます。さらに、職員からの要望に応えまして、旧庁舎と比べてシャワー室を二室から八室に、休養室を三室から六室に拡充しているところでございます。

一方、議員御指摘の喫煙環境につきましては、喫煙が本人や周りの職員の健康に及ぼす影響について大いに議論があるところでございます。

現在、本県は、健康といえば岐阜県と言われるように、健康長寿のモデル県を目指して各種の取組を行っており、その範を示すべき立場にある岐阜県が県庁敷地内に喫煙場所を新しく設置することは、県民の受け止めや県の健康増進施策にも少なからず影響を及ぼすものと考えられます。これらを勘案し、現時点において県庁

敷地内に特定屋外喫煙場所を設置することは考えておりません。

なお、敷地外での職員の喫煙について、周辺の施設管理者から改善を求める御意見があったことは大変重く受け止めております。こうした御意見は庁内に共有しており、引き続きルールやマナーの遵守を徹底してまいります。

今後とも職員の意見を丁寧に聞きながら、適切に休息や気分転換を図り、その能力を十分に発揮できる職場環境づくりに努めてまいります。

○議長（松岡正人君）　副知事　国枝　玄君。

〔副知事　国枝　玄君登壇〕

○副知事（国枝　玄君）　副知事としての県政発展に向けた取組についてのお尋ねにお答えをいたします。

副知事を拝命し、早くも二か月余りが経過いたしました。三十年ぶりに岐阜県で生活をしながら、各地を回り様々な方のお話を伺い、また県政の課題を勉強する中で、自らの職責の重さを日々実感しているところでございます。

私は、故郷の岐阜県を、東京や熊本、またフランスという外から見てまいりました。飛騨と美濃、豊かな変化に富む本県は、地域の特色に応じた産業が営まれ、様々な歴史の舞台となる中で、世界に認められた伝統文化が根づいています。

フランス勤務の際には、飛騨牛や日本酒がパリのレストランに認められ、岐阜県の資源が世界に通ずることを実感しました。それは、宿泊者だけでも年間二百万人もの外国人が岐阜県を訪れていることでも証明されていますし、先日招いたオーストラリアの農業省の代表団も、アユを中心とした食文化や歴史が大変印象的だと

述べています。

住んでいる県民の方にとっては日常見慣れたものでも、県外から見れば大変魅力的で貴重なものがたくさんある点が岐阜県の強みであると感じています。例えば、皆様がふだん食べているお米・ハツシモは、他県ではほぼ生産されておらず、すし用にも最適との評価もある貴重な品種です。このような県内では気づきにくいけれども県外で高く評価される地域の魅力を再発見し、特に若い世代がこれを誇りと強みとして地域づくりに生かし、今後リニア中央新幹線の開業により大きく変わる人とモノの流れに乗せていくことで、人口減少という大きな課題に直面する中にあっても、本県はさらなる発展を遂げることができると考えております。

こうした私なりの経験・考えを、江崎知事が目指す安心とワクワクにあふれ、人やモノが集まる岐阜県づくりにつなげるため、二つの点に注力する考えです。

一つ目は、国で働いた知見や経験を生かした施策の推進です。

農林水産分野は私がこれまで専門的に取り組んできた分野であり、生産対策のほか、担い手の確保、農村の活性化、環境といった岐阜県が直面する課題に取り組んでまいります。さらに、アグリパーク構想やバイオコークスの普及・推進など、江崎知事の下で進めてきた本県の強みや特性を生かした取組の一層の推進に努めてまいります。

また、法律改正や予算要求、官邸や国会との調整プロセス、さらに国際交渉などを通じて得られた政策実行の経験と人脈は、農林水産以外のあらゆる分野に応用が可能であろうと思っております。これらを生かした政策の企画とともに、本県の課題から生み出した新たな政策アイデアを国の政策の企画立案へとつなげ、我が国が直面する課題の解決を目指してまいります。

二つ目は、現場目線と県民協働による政策形成です。

江崎知事は、現場には政策の課題だけでなく、その答えもあると日頃から述べられていますが、これは長く農林水産行政や地方創生に携わる中で私が培ってきた現場目線とも一致するものです。できる限りあらゆる地域、現場に入り、課題に直面されている皆様のお話をお伺いしたいと思います。

その際、新たな総合戦略の策定や政策オリンピックを通じて進めているように、県民の皆様に県政への参画を促し、幅広い御意見を取り入れていくことは大変重要な姿勢であると感じています。いただいたお知恵やアイデアを、県民の皆様との協働により政策として実現する県政を推進したいと考えております。

これらを推進するに当たり、風通しのよい県庁の組織づくり、新たな挑戦を後押しし、持てる力を最大限発揮できる職場環境づくりが不可欠です。江崎知事の下、足立副知事とも協力しながら、職員との信頼関係を基礎に一丸となって取り組めるよう、私と同世代やより若い職員とのコミュニケーションも大切にしていく考えです。その上で、市町村、議員の皆様、そして何より県民の皆様と共に自らの職責を精いっぱい果たしてまいります。

○議長（松岡正人君）　未来創成局長　保科　実君。

〔総合企画部未来創成局長　保科　実君登壇〕

○総合企画部未来創成局長（保科　実君）　次期岐阜県デジタル・トランスフォーメーション推進計画の三本の柱に沿った取組についてお答えいたします。

まず行政のＤＸについては、ＡＩによる定型業務の自動処理などにより業務の効率化を徹底してまいります。これにより、職員が県民と向き合う時間を創出するとともに、データやデジタル技術を活用した行政サービス

の高度化、利便性の向上を図ってまいります。

次に、市町村行政のＤＸ支援では、特に小規模市町村への支援が重要になります。市町村の人的・財政的負担を抑える観点から、システムやアプリケーションの共同調達、共同利用を一層積極的に進めてまいります。また、県行政、市町村行政を通じて職員がデジタル技術を適切に活用できることが前提であることから、ＤＸを推進するための人材の確保、育成にも注力してまいります。

最後に、暮らしと仕事のＤＸでは、インフラ管理や災害対応でのデジタル技術の活用により県民の安全を確保するとともに、各分野においてＡＩの活用促進等により効率性、利便性を高め、県民や事業者がＤＸの効果を実感できるよう取り組んでまいります。

○議長（松岡正人君）　二十八番　布俣正也君。

〔二十八番　布俣正也君登壇〕

○二十八番（布俣正也君）　一部前向きな御答弁ありがとうございます。

続きまして、地域をつなぎ、活力を生み出す広域連携と産業振興についてとして、まず岐阜の宝もの及び岐阜未来遺産認定プロジェクトを踏まえた今後の持続可能な観光地づくりについて伺います。

本県では、地域が誇る自然や歴史、文化などを掘り起こし、全国に通用する観光資源として磨き上げる岐阜の宝もの認定プロジェクトを平成十九年度から進めてまいりました。これまで、小坂の滝めぐりや東濃地方の地歌舞伎と芝居小屋、天生県立自然公園と三湿原回廊など、県内各地の特色ある資源が認定をされ、地域住民や観光事業者などが主体となった観光地域づくりにつながってまいりました。さらに、持続可能な観光が世界的な潮流となる中、令和四年度には、これまでの取組を発展させ、持続可能性や地域経済への効果、環境への

配慮などの視点を取り入れた岐阜未来遺産認定プロジェクトをスタートさせました。

岐阜の宝ものから続く地域資源を掘り起こし、磨き上げ、その魅力を発信する取組は、本県の観光振興の大きな土台となってまいりました。今後は、その蓄積を生かしながら、持続可能性の視点をより一層取り入れ、地域の将来につながる観光地づくりへ発展させていく必要があります。

そこで、観光文化スポーツ部長に質問です。これまで取り組んできた岐阜の宝もの及び岐阜未来遺産認定プロジェクトを踏まえた今後の持続可能な観光地づくりにどのように取り組むのかお伺いをします。

次に、富山空港を活用した広域連携の推進について二点伺います。

本県は内陸県であり、空港や港湾を有しておりません。そのため、本県が持続的に発展していくためには、県外の空港や港湾と連携をした広域交通ネットワークを形成して、観光誘客や人流・物流の拡大につなげていく視点が重要であります。

本年四月、富山空港に富山高山すし空港という新たな愛称がつけられました。世界的に認知度の高いすしと外国人観光客から高い人気を誇る高山の名を組み合わせ、富山空港を飛騨高山地域への空の玄関口として発信をして、富山県のみならず本県への誘客にもつなげようとするものであります。

本県では、令和七年の外国人延べ宿泊者数が初めて二百万人を超えるなど、インバウンド需要が高まっております。この流れをさらに広げるためにも、富山空港を新たな玄関口の一つとして活用して、高山市だけではなく、飛騨市や白川村をはじめ、飛騨地域全体への誘客や県内周遊につなげていくことが重要であります。

また、富山県では、航空会社と連携をした旅行商品への助成や、インバウンド客向けの富山と高山の広域周遊プロモーションなど、富山空港を起点とした誘客の取組も進められております。本県でも、新たな愛称を契

機に、本県への観光誘客にどう生かしていくかが問われております。

そこで、観光文化スポーツ部長に質問です。富山高山すし空港の愛称採用を踏まえ、富山県や空港運営事業者、飛騨地域の市村などと連携をした本県への観光誘客を今後どのように進めていくお考えでしょうか。

また、富山空港と飛騨地域の連携効果を本県に取り込むためには、空港そのものの活用だけではなく、空港と県内各地域を結ぶ道路ネットワークの機能強化が欠かせません。飛騨地域と富山県を結ぶ道路は山間部を通過することから、豪雨や土砂災害、豪雪などにより通行が制限されるおそれもあり、複数のルートが相互に補完する広域的な道路網を形成する必要があります。

その一翼を担う国道三百六十号は、富山県と飛騨市を直接結び、国道四十一号や東海北陸自動車道を補完する重要な県境道路であります。富山空港から飛騨地域への観光、交流を支えるとともに、人流・物流の拡大や災害時の代替路としても重要な役割を担っております。一方、飛騨市宮川町では、種蔵・打保バイパスの整備が進められているものの、現在も狭隘区間が残されております。

本県が目指すべきは、単に個々の道路を整備するだけではなく、富山空港と飛騨地域を結ぶ広域道路ネットワークを形成して、その効果を観光、産業、地域交流へと波及させていくことであります。

そこで、県土整備部長に質問です。空港や港湾を有しない本県において、富山空港と飛騨地域との結びつきを強め、人流・物流の拡大を図るため、今後どのように広域道路ネットワークの整備を進めていくのかお尋ねをします。

次に、企業立地の進展を県全体の成長につなげる取組について二点伺います。

経済産業省が公表しました二〇二五年の工場立地動向調査では、本県の立地件数は七十二件、立地面積は百

四ヘクタールといずれも全国一位となりました。記録が確認できる昭和四十九年以降、両方が全国一位となるのは初めてであり、本県経済の今後を考える上でも大変明るい材料であります。

この背景には、県や市町村による企業誘致の取組に加え、日本の中央に位置する地理的優位性や東海環状自動車道をはじめとする高速道路ネットワークの充実があります。知事も先般の記者会見において、高速道路が東西南北につながったことや物流の効率性を本県への企業立地が進む要因として上げられております。

さらに、国が進める地域未来戦略において本県が提案する地域産業クラスター計画が先行事例として取り上げられるなど、半導体や航空宇宙、防衛、ヘルスケアをはじめとした本県産業の集積や技術力にも期待が寄せられております。

こうした動きを一過性のものとはせず、本県全体の持続的な成長につなげるためには、企業誘致にとどまらず、新たに立地する企業と既存の県内企業との連携を深め、取引の拡大や新たな分野への参入につなげていくことが重要であります。

そこで、商工労働部長に質問です。全国トップとなった企業立地の勢いを県内産業の成長につなげるため、新たに立地する企業と県内企業との連携や取引拡大をどのように促進をして、その成果を県内全域の持続的な成長へ波及させていくのか伺います。

一方で、こうした取組の成果を県内各地へ広げていくためには、企業間の連携や取引を促す取組に加え、それを支える交通基盤の充実も重要であります。

本県では、高速道路ネットワークの整備が企業立地の強みとなっている一方、飛騨市や下呂市など高速道路へのアクセスに時間を要する地域もあります。こうした地域においても既存企業の事業拡大や新たな企業立地

を促し、県全体の成長につなげていくためには、地域と高速道路を結ぶ幹線道路をはじめとする道路ネットワークの充実が欠かせないと考えております。

そこで、県土整備部長に質問です。高速道路へのアクセスに課題を抱える地域の地理的な不利を克服して、産業クラスターの効果を県内全域へ波及させていくため、地域と高速道路を結ぶ幹線道路をはじめとした道路ネットワークの整備を今後どのように進めていくのか伺います。

次に、県と市町村との協働による地域づくりについて二点伺います。

先日、下呂市で飛騨美濃合併百五十周年記念式典が開催をされ、知事と県内市町村の首長らがこれからの岐阜県の姿について意見を交わされました。その中で、江崎知事は、県と市町村の役割分担を見直し、連携を強めながら、地域課題の解決に取り組む必要性を示されました。百五十年の節目を迎えた今、県と市町村がこれまで以上に知恵を出し合い、岐阜県の未来を共につくっていくことが求められております。

また、江崎知事は就任以来、積極的に県内各地へ足を運び、地域の声を直接聞いておられます。こうした姿勢については、地域からも評価をする声を伺っており、この流れを知事だけにとどめず、副知事や県事務所長をはじめ、県庁組織全体へ広げていくことが重要であります。

今年の二月議会における佐藤議員の質問に対し、知事からは、現場には政策の課題だけではなく、その答えもあるとの認識の下、市町村の声を直接伺い、情報と課題認識を共有しつつ、迅速かつ的確な政策の立案、実施に努めるとの答弁がありました。これは、市町村との連携・支援を県全体の発展につなげていくことが重要との認識を示されたものであります。

また、規模の小さな町村については、県からの情報が届きにくいという課題もあるようです。人口減少や少

子高齢化により地域の担い手不足が顕在化する状況において、特に規模の小さな市町村が行政サービスを維持するためには、県と市町村がこれまで以上に連携をして、県が市町村の役割を補完していくことが不可欠であると考えます。

そこで、総合企画部長に質問です。県と市町村が一体となって岐阜県の未来を共につくっていくためには、県と市町村とのさらなる連携に向けた取組が重要と考えますが、今後どのように取り組んでいくのでしょうか。

次に、県境を越えた市町村間の連携支援について伺います。

本県は、愛知、三重、滋賀、福井、石川、富山、長野の七県と接しており、長野県に次いで隣接県の多い県であります。

県境地域では、行政上の境界を越えて人や物が行き交い、生活、産業、文化など様々な面で古くからつながりが築かれてきました。例えば歴史的なつながりのある中津川市と長野県南木曽町、文化的な交流を続ける関ケ原町と滋賀県米原市、飛越交流と呼ばれる飛騨地域と富山県など、県内各地に県境を越えた結びつきがあります。

さらに、今年七月には、各務原市が愛知県犬山市、江南市と災害時の職員派遣や避難者の受入れ、物資支援などを相互に行う広域的な防災協定を締結しました。各務原市では、この連携を将来的に岐阜、愛知両県の周辺市町にも広げていく構想が示されるなど、県境を越えた自治体連携は新たな広がりを見せております。

国土交通省が令和三年に公表した意識調査では、七割を超える自治体で都道府県を超えた広域連携が行われている一方、連携を進める上では、予算や人材の確保、自治体間の協力関係や役割分担、連携相手とのマッチングなどが課題として上げられております。

人口減少が進む中、観光や産業、防災、交通など、県境を越えて連携することで効果が高まる分野は少なくありません。こうした連携を市町村だけに委ねるのではなく、県が隣県との調整や自治体同士の橋渡しを担うことが重要であると考えます。

そこで、総合企画部長に伺います。市町村間の連携ニーズを把握し、隣県との調整や自治体同士の橋渡しを行うなど、県境を越えた市町村の交流、地域連携を後押しするため、今後どのように取り組んでいくのか伺います。

ここで三回目の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（松岡正人君）　観光文化スポーツ部長　渡辺幸司君。

〔観光文化スポーツ部長　渡辺幸司君登壇〕

○観光文化スポーツ部長（渡辺幸司君）　私へは二点御質問いただきました。

最初の岐阜の宝もの及び岐阜未来遺産認定プロジェクトを踏まえた今後の持続可能な観光地づくりについてお答えをいたします。

岐阜の宝ものや岐阜未来遺産認定プロジェクトを通じて築き上げた地域の魅力を将来にわたって生かしていくためには、地域の暮らしや環境、経済との調和を図りながら、観光客と住民双方の満足度が高まる持続可能な地域づくりを進めていく必要があります。

本県では既に白川村や高山市などが持続可能な観光地として国際的な評価を受けており、こうした先進事例も参考に取組を始めております。例えば、市町村やＤＭＯ等を対象に、地域資源を活用した土産物開発や地元住民をガイドとしたツアー造成といった地域に観光消費を呼び込み、循環させるための仕組みを学ぶセミナー

の開催や、地域を牽引する人材の育成を進めているところであります。

また、今年度からは、地域の課題や要望に応じて専門家を派遣し、地域づくりを担う組織体制の強化などへの助言を行っております。

こうした取組に加えて、今後はより多くの地域へ支援が行えるよう派遣体制の充実を図るなど、伴走型支援を強化して持続可能な観光地づくりの取組を県内各地へ広げ、全県的な展開を目指してまいります。

次に、二点目です。富山高山すし空港の愛称採用を契機とした本県への観光誘客についてお答えをいたします。

今回の愛称採用により、富山空港は本県にとって新たな北の玄関口として期待されることから、今後は富山県と連携し、飛騨地域をはじめ、県内各地域へのさらなる誘客を図ってまいります。

早速富山県、県内の関係市町村と連携して、富山空港を利用した両県を周遊するモデルコースの造成に着手しております。コースが完成次第、速やかに富山空港の定期便が就航している台湾や、チャーター便の利用が多い韓国を対象に、現地メディアやインフルエンサーを活用した情報発信を行ってまいります。

また、十一月には台湾及び韓国で開催される旅行博に空港運営会社と共に出展し、造成したコースや富山空港の利便性について、現地の旅行会社や一般来場者にＰＲをしてまいります。

さらに来年度は、東京で開催されるインバウンド旅行会社向けの商談会において富山空港を利用した本県への周遊を働きかけるほか、高山市をはじめ飛騨地域での新たな着地型体験商品の造成を進めるなど、インバウンドのさらなる拡大を図ってまいります。

○議長（松岡正人君）　県土整備部長　藤井忠直君。

〔県土整備部長　藤井忠直君登壇〕

○県土整備部長（藤井忠直君）　私には二つ御質問いただきました。

最初に、富山空港と飛騨地域を結ぶ広域道路ネットワークの整備についてお答えいたします。

富山空港と飛騨地域を結ぶ広域道路ネットワークは、物流や観光振興、企業活動を支える基盤であるとともに、災害時における緊急輸送道路や代替ルートとしても重要な役割を担っていると認識しております。そのため、東海北陸自動車道の早期四車線化や国道四十一号富山・高山連絡道路の整備に加え、国道三百六十号種蔵・打保バイパスの整備が不可欠と考えております。こうした状況を踏まえ、これまで富山県をはじめ、関係自治体と共に要望活動を行ってまいりました。

今後は、新たに観光協会や商工会にも要望活動へ御参加いただき、観光や物流の面から、豪雨や降雪時においても安全な通行を確保するとともに、安定的で信頼性の高い輸送や代替ルートの確保が不可欠であることを国に強く訴えてまいります。

引き続き、必要な予算の確保と事業の着実な推進を図り、富山空港と飛騨地域を結ぶ広域道路ネットワークの整備に取り組んでまいります。

次に、地域の企業活動を支える道路ネットワークの整備についてお答えいたします。

本県の産業振興、産業クラスターの形成を図る上で、高速道路と地域を結ぶ道路は重要な社会インフラであると認識しております。具体的には、東海環状自動車道の開通に加え、県道岐阜・巣南・大野線をはじめとするインターチェンジへのアクセス道路の整備を着実に推進したことが、令和七年工場立地件数及び立地面積の双方で本県が全国一位になった要因の一つと考えております。

一方で、飛騨市や下呂市など高速道路への移動に時間を要する地域では、物流効率や企業立地の両面で課題を抱えていることから、このような地域から高速道路へアクセスしやすい道路や、クラスターを形成する企業と企業を結ぶ道路の整備が必要だと考えております。

今後は、県内企業及び県外からの立地企業双方のニーズを的確に把握して、高速道路への交通利便性の向上に資する道路整備計画を策定し、物流や企業活動を支える道路ネットワークを構築してまいります。

○議長（松岡正人君）　商工労働部長　小島光則君。

〔商工労働部長　小島光則君登壇〕

○商工労働部長（小島光則君）　企業誘致を契機とした立地企業と県内企業の連携についてお答えします。

県外からの立地企業と県内企業が連携を進めることは、立地企業にとってサプライチェーンの多角化や強靭化の観点から有益であるのみならず、本県への経済波及効果が大きいと考えます。例えば、恵那市に進出した機械器具製造企業が県内企業から資材調達を始めるほか、海津市に進出した食料品製造企業が地元産の農産物を活用するなど、好事例が出てきております。一方で、ほかの県内企業からも新たな取引を期待する声をいただいております。まずは立地企業に対し、本県にある既存の産業別ネットワークなどへの加入を促すことで、県内企業との連携を図ってまいります。

また、県地域産業クラスター計画に基づき、企業へのマンツーマン支援を強化してまいります。具体的には、立地企業のニーズに合致する県内企業との個別マッチングの機会を随時提供するとともに、県内企業の魅力を発信する商談会を開催してまいります。

これらを通じ、県内企業の新分野への参入や取引拡大につなげ、企業誘致の経済効果を県内各地へ波及させ

てまいります。

○議長（松岡正人君）　総合企画部長　兼松伸和君。

〔総合企画部長　兼松伸和君登壇〕

○総合企画部長（兼松伸和君）　県と市町村との協働による地域づくりについて二点質問いただきました。

まずは県内市町村との連携体制の強化についてお答えします。

県政を推進するに当たり、市町村は最も重要なパートナーと心得ております。新たな総合戦略の策定に当たり、地域の課題を把握することも兼ね、私自身、地域の課題全体を把握している市町村長を全て訪問し、意見交換をさせていただきました。

その結果、強く感じたことは二つあります。一つ目は、人口減少の一層の加速化や職員の成り手不足、インフラ老朽化の対応など、市町村行政の持続性への危機感、そして二つ目は、その対応として一層の県の伴走支援を求める声が多く、いずれも人口減少が加速化する市町村ほど深刻な状況でした。

このため、まずは県と市町村の一層の連携・補完を推進していく方針を総合戦略に位置づけ、今後は課題に即した新しい連携や補完手法を全庁体制で研究し、推進する仕組みを構築してまいります。具体的には、ＤＸの推進、インフラの維持管理、広域防災などを想定し、さらに人事交流や県現地機関の在り方なども検討したいと考えます。

引き続き、職員が積極的に地域に足を運び、市町村の意向も伺いながら、テーマの選定や推進体制の検討を進めてまいります。

続きまして、県境を越えた市町村間の連携支援についてお答えします。

県では、これまでも他県との連携を進める中で、県境をまたぐ火山防災、広域観光などの諸課題について市町村の交流・連携を後押ししてまいりました。例えば関ケ原町、揖斐川町、米原市が連携した伊吹山の再生・振興に向けた様々な取組に関し、本年一月の滋賀県との知事懇談会では、特にニホンジカ対策をテーマとして取り上げました。この結果、両県と三市町による鹿の捕獲対策の強化に合意し、県境を越えた県市町村同士の一層の連携が進んだところでございます。

こうしたお隣の市町村同士の共助として連携を進めることが有効な地域課題は、まだまだ存在するものと受け止めています。

今後も事案に応じ、知事懇談会などの機会で隣県との調整役を担うほか、先ほど申し上げた県と市町村の連携・補完の推進に当たりまして、このような県境を越えた広域連携支援のニーズも把握するなど、県として市町村を支援してまいります。

○議長（松岡正人君）　二十八番　布俣正也君。

〔二十八番　布俣正也君登壇〕

○二十八番（布俣正也君）　それぞれ御答弁ありがとうございました。

続きまして、これからの農林業を支える施策と体制として、第五期岐阜県森林づくり基本計画の策定について伺います。

岐阜県の森林は県土の約八割を占め、木材の生産はもとより、水源の涵養や土砂災害の防止、生物多様性の保全、温室効果ガスの吸収・固定など、県民の安全で豊かな暮らしを支える重要な役割を担っております。

県では平成十九年度から森林づくり基本計画を策定しており、これまで林業経営、環境保全、百年先を見据

えた森林づくり、森林の新たな価値の創造と時代の要請に応じて施策を発展させてきたところであります。

現行計画では、山地防災や森林サービス産業などで取組が進む一方、主伐再造林や間伐は労務不足や事業地確保の遅れなどから目標に届いておらず、次期計画に引き継ぐ課題も明らかとなっております。

また、県内では戦後に植林された人工林の約七割が五十年以上経過しており、森林資源を伐採、利用し、再造林によって次世代へつなぐ循環を一層進める必要があります。加えて、担い手不足、豪雨災害の激甚化、木材需要の変化など、森林、林業を取り巻く課題も複雑化をしております。

先般行われた第十回「山の日」記念全国大会では、知事からバイオコークスをはじめとする木質バイオマスの活用や所有者不明山林について政策提言がなされました。こうした新たな視点も踏まえ、森林の多面的機能を地域振興や脱炭素などの社会課題の解決につなげていくことが重要であると考えます。

そこで、知事にお尋ねします。森林づくり基本計画について、現行計画の評価や森林、林業を取り巻く新たな課題をどのように捉え、第五期計画ではどのような方針で取り組まれるのでしょうか。

次に、清流の国ぎふ森林・環境税の今後の在り方について伺います。

本県では、荒廃した森林や鳥獣被害、生態系や水環境の悪化などに対応し、豊かな森林や清らかな河川を県民共有の財産として守り育てるため、平成二十四年度に清流の国ぎふ森林・環境税を導入しました。以来、個人及び法人の県民税に上乗せをして徴収をし、毎年十二億円余りの税収等を確保しております。これを財源として、環境保全林の整備、危険木の除去、野生鳥獣対策、自然生態系の保全、ぎふ木育など、幅広い取組を進めてまいりました。

現行の第三期では、従来からの取組に加え、脱炭素社会に貢献する森林づくりや森林空間の活用など、社会

情勢の変化を踏まえた事業も展開をされております。また、各事業については、毎年度、第三者機関である清流の国ぎふ森林・環境基金事業評価審議会による評価、検証を受け、その結果を踏まえて必要な見直しが重ねられてきました。

これまでの取組により、危険木の除去や河川清掃、地域活動への支援などで成果が見られる一方で、環境保全林の間伐やニホンジカの捕獲など、五年間の目標達成に向けて引き続き取組を進める必要がある事業もあります。さらに、整備が必要な森林への対応や生物多様性の保全などの課題も残されております。

現行の第三期は今年度末で終期を迎えます。自然環境の保全、再生には長い時間を要する一方、県民に引き続き負担を求めるのであれば、第三期の成果と課題を十分に検証して、今後取り組むべき施策と税を継続する必要性を明確に示す必要がありますし、重要だと思います。

そこで、知事に質問です。清流の国ぎふ森林・環境税について、第三期の成果や課題を踏まえた上で、今後の税の継続の是非についてどのようにお考えでしょうか。

次に、農政部における試験研究体制の充実について伺います。

本県農業を取り巻く環境は、気候変動による異常高温や担い手不足、資材価格の高騰など、大きく変化をしております。こうした課題に対応して、本県農業の生産力や競争力を維持していくためには、生産現場への支援に加え、その土台となる試験研究の充実が欠かすことができません。農政部には農業技術センター、中山間農業研究所、畜産研究所、水産研究所が設置されており、それぞれ本県の農畜水産業を技術面から支える重要な役割を担っております。

私も先日、中山間農業研究所を視察して、温暖化に対応した品種育成をはじめ、地域農業を支える様々な研

究に取り組む現場を拝見しました。研究現場を見て感じたのは、人材の育成だけではなく、新たな研究課題にも取り組むために必要な研究員を確保していくことの重要性であります。研究人員に余裕がなければ、既存の研究だけで、新たな課題に取り組む余力は生まれてきません。研究課題が多様化する中、研究員一人一人の専門性を高めることに加え、必要な人員を確保して研究に取り組める体制を整えることが必要であります。

また、令和八年度当初予算では、農政部の四つの試験研究機関における試験調査費はいずれも前年度を下回っております。研究に関わる経費はこれだけではありませんけれども、必要な研究を継続するためには、人員と予算を確保し、研究基盤を支えていくことが重要であります。

試験研究の成果は、厳しい経営環境にある農業者にとって、将来への見通しを開き、農業を続けていく希望につながるものであります。農業者が将来に希望を持てる研究成果を生み出していくことが、県の試験研究機関に今まさに求められていることと考えます。

そこで、農政部長にお尋ねをします。農政を取り巻く課題が多様化する中、研究を着実に進めるために必要な人材の確保や試験研究体制の強化を含め、農政部の試験研究を今後どのような方向で進めていくお考えでしょうか。

ここで四回目の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（松岡正人君）　知事　江崎禎英君。

〔知事　江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君）　私には森林政策に関して二点お尋ねをいただきました。

まず、第五期岐阜県森林づくり基本計画の策定についてお答えをいたします。

現行の基本計画では、災害に強い森林づくり、林業・木材産業の振興、人づくりなどの取組を重点的に実施し、これまでに一定の成果を上げてまいりました。しかしながら、議員御指摘のとおり、激甚化する山地災害や大規模な山火事への対応、森林資源の循環利用に向けた効率的な木材生産、そして縮小傾向にあります住宅市場の動向を見据えた木材利用のさらなる拡大など、森林政策を進めるに当たっては、依然として様々な課題が横たわっております。その一方で、脱炭素社会の実現や再生可能エネルギー利用の促進など、社会課題の解決に向けた森林への期待は一層高まっているところでございます。

こうした現状を踏まえまして、第五期の計画におきましては、百年先の森林の姿を見据えつつ、目指すべき方向性を多様なニーズに応える森林づくりとしまして、まずは安全・安心な森林づくり、そして林業・木材産業の振興、人づくり、仕組みづくりを柱として取組を強化してまいります。

中でも特に力を入れるべきは、林業の近代化の観点から、効率的な木材生産と木材利用の推進に取り組むことだと考えております。

まず効率的な木材生産に向けましては、傾斜が緩く搬出に有利な森林において、先進的技術を活用した林業機械の本格導入を進めてまいります。また、成長が早く形質の良い苗木の植栽や下刈り回数の削減など、低コストな再造林技術を確立し、主伐・再造林のサイクルを進めてまいります。加えて、これを支える境界明確化手法のモデル化や普及に注力するとともに、所有者不明山林問題の早期解決に向けた制度の整備の検討も進めてまいります。

次に、木材利用の推進として、住宅分野における販路拡大にとどまらず、これまで利用が進んでいない非住宅建築物、家でないところですね、非住宅建築物の木造化、木質化を促進し、木のまちづくりを県全体で展開

してまいります。

こうした取組を側面的に支える政策といたしまして、バイオコークスなどエネルギー資源としての新たな需要創出やこれまで十分に活用できていなかった大径材や広葉樹を利用した新製品開発など、高付加価値化にも積極的に取り組んでまいります。さらに、流通拠点の整備や木材産業のＤＸによる生産性向上など、木材の安定供給と流通改革を進めるとともに、本県の林業や木材産業を支える人材の確保のため、技術者の所得向上、労働安全対策の徹底や多様な働き方の導入を進めてまいります。

次に、清流の国ぎふ森林・環境税の今後の在り方についてお答えをいたします。

令和四年度から令和八年度までの第三期におきましては、豊かな森林づくりや自然環境の保全・再生、県民協働による環境保全という三つの観点から、本税を活用して様々な取組を進めてまいりました。具体的には、森林の水源涵養機能を高め、山地災害を未然に防止する間伐については約五千七百ヘクタールを実施しております。しかしながら、これは議員御指摘にありましたように、想定以上に時間と労力を要しましたことから、目標面積には届かず、早期に間伐を必要とする森林が多く残っているところでございます。

また、鳥獣被害対策として、ニホンジカによる農林業、生活環境、自然生態系への被害を軽減するため、約二万七千頭を捕獲したほか、集落周辺の里山林で緩衝帯を百三十八か所整備しましたが、それでも農作物の被害は令和四年度から二年間で約二千万円増加しております。

その他強風や大雪による倒木被害や停電を防ぐため、危険木を二百二十一か所で除去しましたが、気象の極端化が進む中、対応を要する危険木は毎年新たに発生しており、予断を許さない状況が続いております。

このように、水源地域等における間伐の進捗や鳥獣被害対策には多くの課題が残っているため、今後はより

効果的かつ効率的な手法へと対応を見直し、重点的に実施してまいります。

まず水源地域等における間伐につきましては、従来は区域全体の木を確認し、一本ずつ伐採しておりましたが、今後は一定の幅で帯状に伐採する手法も取り入れるなど、少ない人数であっても効率的に事業が実施できるよう見直してまいります。

また、鳥獣被害対策につきましては、ＩＣＴを活用した遠隔監視が可能なわなの導入推進などにより、確実な捕獲とわなの見回りの省力化を図ってまいります。これまで捕獲が困難でありました急峻な地域における効果的な手法といたしまして、ドローンによってニホンジカを捕獲しやすい場所へ誘導する手法の実証に向けた検討を進めてまいります。

こうした取組は、県民の安全・安心な暮らしを守り、本県の誇る豊かな自然環境を未来へつなぐために必要なものであり、安定的に継続していくためには財源の確保は不可欠です。そのため、より効果的な事業となるよう、県民ニーズに応じた内容の見直しを進めつつ、県民の皆様の御理解をいただきながら本税を継続することが必要であると考えております。

○議長（松岡正人君）　農政部長　堀　智考君。

〔農政部長　堀　智考君登壇〕

○農政部長（堀　智考君）　農政部における試験研究体制の充実についてお答えいたします。

気候変動への適応や担い手不足など農業を取り巻く課題が複雑化する中で、本県農業の持続的な発展に向けては、地域に根差した課題に取り組む県の試験研究機関の高度化は極めて重要であると認識しております。このため、専門性の高い研究人材の確保・育成に向けまして、研究人材育成計画に基づき、ベテラン研究員によ

る専門技術の継承やゲノム解析・知的財産といった共通技術の習得を計画的に進めております。今後は、岐阜大学との連携協定に基づく研究員の人材交流を通じて、こうした人材の確保・育成に取り組んでまいります。

また、岐阜大学との高温に適応した技術の共同研究や、企業からの提案によります生産性向上に向けた技術開発など、外部機関が有します専門的な知見や技術力も活用し、農業生産現場での高度化、複雑化する課題解決につなげてまいります。

さらに、産学官連携によります共同研究を積極的に進めるため、国の交付金や民間資金など研究予算の確保に努め、試験研究の体制を強化してまいります。

○議長（松岡正人君）　二十八番　布俣正也君。

〔二十八番　布俣正也君登壇〕

○二十八番（布俣正也君）　それぞれ御答弁ありがとうございました。

続きまして、国際交流と国際理解を深める取組として、まず足立副知事の海外渡航について伺います。

足立副知事は、八月二十三日から二十四日にかけまして、南カリフォルニア岐阜県人会創立百十五周年記念祝賀会への出席をはじめ、県産品の海外展開拠点や飛騨牛海外推奨店の視察、在ロサンゼルス日本国総領事館、ＪＮＴＯロサンゼルス事務所との意見交換などのため、アメリカ・カリフォルニア州を訪問されました。副知事就任後、初めての海外公務でありまして、岐阜県を代表して現地に赴かれたものと承知をしております。

今回の渡航を通じ、現地の県人会をはじめ、多くの関係者と直接交流をして、海外から岐阜県を見詰める機会にもなったものと思います。

そこで、今回のアメリカへの訪問の所感と、それを踏まえ、今後どのような取組につなげていかれるのか足

立副知事にお尋ねをいたしたいと思います。

次に、北方領土問題について二点お伺いします。

昨年、我が国は戦後八十年という大きな節目を迎えました。しかし、現在においてもなお解決に至っていない問題の一つが北方領土問題であります。

北方領土は、択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島の北方四島から成る我が国固有の領土でありますが、終戦直後に旧ソ連によって占拠され、現在に至るまでロシアによる不法占拠が続いております。

先月十三日にはロシアのプーチン大統領が択捉島を訪問し、高市総理は断じて許容できないと強く抗議をされました。この出来事は、北方領土問題が今なお現在進行形の問題であることを改めて認識させるものであります。

政府は、二月七日を北方領土の日と定め、全国各地で返還要求運動や啓発活動が展開されており、本県でも北方領土返還要求運動岐阜県民会議を中心に署名活動や岐阜県図書館での地図・パネル展示などに取り組んでおります。

昨年には、北方領土問題をより多くの方に知っていただきたいとの思いから、私自身、県の担当部署にお願いをして地元飛騨市で北方領土パネル展を初めて開催をさせていただきました。実際に開催をする中で、この問題への理解はまだ十分とは言えず、県民への理解促進の重要性を改めて強く感じたところであります。

そこで、まず観光文化スポーツ部長に質問です。

北方領土から遠く離れた本県においても、この問題を県民一人一人が自らに関わる問題として関心を持ち、理解を深めていくことが重要であると考えます。

そこで、これまでどのような取組を行い、今後、北方領土問題のさらなる周知と理解促進に向け、どのように取り組んでいかれるのか伺います。

次に、教育長にお尋ねをします。

北方領土問題を風化させることなく、次の世代へ引き継いでいくためには、学校教育の果たす役割も大変重要であります。現在の学習指導要領においては、小学校から高等学校まで、社会科や地理・歴史科などを通じて、北方領土が我が国固有の領土であることや、その歴史的正当性や我が国の立場などについて学ぶこととされております。

そこで、県内の学校において、学習指導要領に基づき、北方領土問題について現在どのような教育が行われているのでしょうか。また、児童・生徒が単に知識として学ぶだけではなく、北方領土問題を今なお続く我が国の重要な課題として捉え、その歴史的経緯や現在の状況について理解を深め、自ら考えることができるよう、今後どのように教育の充実を図っていかれるのか、お考えをお伺いします。

これで五回目の質問を終わります。よろしくお願いします。

○議長（松岡正人君）　副知事　足立葉子君。

〔副知事　足立葉子君登壇〕

○副知事（足立葉子君）　八月の海外渡航についてお答えいたします。

今回のアメリカ・カリフォルニア州への訪問は、私にとって極めて感慨深いものとなりました。

まず、創立百十五周年を迎えた南カリフォルニア岐阜県人会の祝賀会では、会員の皆様との意見交換を通じて、遠く離れたアメリカの地にあっても、長年にわたりふるさととのつながりを大切にしながら岐阜県の文化

や伝統が受け継がれていることに感銘を受けるとともに、本県の役に立ちたいとの強い思いを直接伺い、大変心強く感じたところです。これらの思いに応えるべく、私から、日米両国の親善や県人会活動に長年貢献された二名の方をたたえ、在外移住岐阜県人表彰を授与いたしました。あわせて、皆様の長年にわたる御尽力に対し敬意と感謝の意を表するとともに、今後も岐阜と現地を結ぶかけ橋としてさらなる発展を祈念申し上げたところです。

また、本県の県産品海外展開拠点として協力をいただいているセレクトショップＴＯＲＩＯを訪問いたしました。同店では、本県が誇る美濃焼や木工品、刃物の販売だけでなく、その背景にある歴史や文化、独自のレシピを含めた情報発信やオンライン販売にも積極的に取り組まれていました。こうした取組が現地の消費者に加え、レストランのシェフからも高い評価を受けていることを伺い、本県の魅力が着実に浸透していることを大変頼もしく感じたところです。

さらに、飛騨牛海外推奨店のザ・ステーキ・ライブラリーでは、これまでのプロモーションにより飛騨牛の取扱量や認知度が向上しているとの説明を受け、本年十月に予定している飛騨牛プロモーションの実施について、改めて協力をお願いいたしました。

今回の訪問を通じて、私としては、第一に、海外県人会の情熱や現地事業者との人的ネットワークが本県の国際交流や海外展開を支える大きな力となっていることを改めて認識しました。加えて、こうしたネットワークは、現地を訪れ、関係者の皆様と直接お会いすることでより確かなものになることを実感しました。

第二に、これまで本県が取り組んできた海外展開により、県産品や農産物が着実に現地に浸透しつつあることを確認でき、本県の魅力を継続的に発信していくことの重要性を改めて認識いたしました。

世界各地で活動されている海外県人会をはじめ、現地関係者の皆様は、本県にとってかけがえのない宝です。今後も必要に応じて現地に出向き、直接お会いすることで、これまで築いてきた関係の維持、強化に努めてまいります。また、こうした現地の方々と連携し、観光や食、県産品、文化、歴史など、本県の多彩な魅力を世界に向けて発信してまいります。

○議長（松岡正人君）　観光文化スポーツ部長　渡辺幸司君。

〔観光文化スポーツ部長　渡辺幸司君登壇〕

○観光文化スポーツ部長（渡辺幸司君）　北方領土問題について、私へは、県民へのさらなる啓発についてお尋ねをいただきました。お答えをいたします。

北方領土問題については、県、市町村、民間団体等で構成する県民会議を中心に、約四十年にわたり啓発活動に取り組んでおります。具体的には、毎年返還運動強調月間に合わせ、有識者の講演会やパネル展を県図書館や学校などで開催しております。また、年二回署名活動を実施し、各回一万人以上の署名をいただいております。さらに、隔年、一年置きに県内中学生約二十名が船で北方領土を間近に視察するほか、元島民との意見交換を行っており、今年度参加した生徒からは、実際に北方領土を見て話を聞いたことで、この問題を自分事として捉える、考えることができたという意見を伺っております。

こうした継続的な活動を通じ、北方領土問題に対する県民の理解は一定程度得られていると考えますが、その一方で、さらなる関心の向上と理解の促進を図る余地はあるものと認識をしております。そのため、今後は講演会のオンライン配信や、県主催のイベント等に併せたパネル展の開催など、多くの方にこの問題に触れていただける機会を確保し、啓発活動を一層充実してまいります。

○議長（松岡正人君）　教育長　堀　貴雄君。

〔教育長　堀　貴雄君登壇〕

○教育長（堀　貴雄君）　次世代への教育についてお答えします。

北方領土について、小・中学校では学習指導要領に基づき、竹島及び尖閣諸島とともに、領土教育の一環として北方領土の位置や自然環境のほか、歴史的背景、ロシアに対する政府の対応などについて学習することとなっております。

県教育委員会では、児童・生徒が自ら地図や資料を調べ、領土問題に関する考えを深めることができるよう、一人一台端末をはじめとするＩＣＴを効果的に活用した実践事例など、学校訪問等の機会を捉えて各市町村教育委員会に対しまして助言してまいります。

次に、高等学校では、生徒全員が履修する科目、地理総合や公共の中で、領土問題が国民生活に及ぼす影響やその解決に向けた課題等について学んでおります。その中で、海洋国家であることが経済活動全体や日々の生活にどのような影響を与えるかなどについて学ぶことによって、日本の将来について生徒が自ら考える探究的な学びを充実してまいります。

○議長（松岡正人君）　二十八番　布俣正也君。

〔二十八番　布俣正也君登壇〕

○二十八番（布俣正也君）　御答弁ありがとうございました。

最後、六分割目として、誰もが安心して暮らせる地域社会づくりとして、まず高山市内における産業廃棄物最終処分場建設計画について伺います。

この計画は、私自身飛騨地域に暮らし、宮川下流域に生活する一人として、大変関心の高い問題として受け止めております。

産業活動を営む以上、リサイクルなどを進めても最終的に処分せざるを得ない廃棄物は生じることから、最終処分場は社会を支えるために必要な施設であります。一方で、本計画地は庄川水系の最上流部に位置しており、地域住民はもとより、白川村や富山県側を含む下流域にも影響が及ぶことを懸念する声が上がっております。

本計画については、これまでも県議会において、豪雨や地震、積雪寒冷地における安全性、審査体制、許可権者としての県の責任などが取り上げられてきました。これに対し、県は、法令に定める基準に基づき、専門家の意見を聞きながら慎重かつ厳正に審査するとの姿勢を示しております。

その後、高山市は建設反対の姿勢を明確にし、計画地周辺の住民に加え、白川村や富山県側の自治体、農業、漁業などの関係団体からも庄川流域の水環境や暮らしへの影響を懸念する声が一層広がっております。さらに、富山県内の関係団体で構成する協議会からは、十万四千筆を超える建設反対の署名と要望書が県に提出をされました。また、先日二十六日には産業廃棄物最終処分場「建設反対」総決起大会が高山市内で開催をされました。

これだけ広範な地域から懸念が示されていることは、本計画が一地域にとどまらず、県境を越えた庄川流域全体に関わる問題として受け止められていることの表れであります。

そこで、知事に伺います。高山市をはじめ、庄川流域の自治体や関係団体から相次いで懸念が示され、十万四千筆を超える署名が県に提出をされた現状を許可権者としてどのように受け止めておられるのでしょうか。

また、予断を持たず、法令や科学的知見に基づいて判断することは当然ではありますが、署名や地元自治体から示された懸念の背景にある水源や生活環境への不安を十分に検証して、今後の手続に反映する必要があります。流域住民や関係自治体の理解と信頼を得られる透明性の高い手続をどのように進めていかれるのか、知事の所見を伺います。

次に、二〇四〇年に向けた地域医療構想の策定について伺います。

地域で将来にわたり必要な医療を確保していくためには、人口構造や医療需要の変化を的確に見通し、限られた医療資源を地域全体で有効に活用していくことが重要であります。

県では、団塊の世代が全て七十五歳以上となる二〇二五年を見据え、平成二十八年に地域医療構想を策定して病床機能ごとに将来必要となる病床数を推計するとともに、地域医療構想等調整会議での協議を通じ、医療機関の機能分化や連携を進めてきました。

一方、二〇四〇年に向けては、八十五歳以上の高齢者が増加する一方、生産年齢人口の減少に伴い、医師や看護師をはじめとする医療人材の確保が一層難しくなることが見込まれております。また、高齢者救急や在宅医療の需要の増加など、従来の病床数や病床機能の調整だけでは対応し切れない課題も顕在化をしております。

こうした状況を踏まえ、国は七月、二〇四〇年に向けた地域医療構想策定ガイドラインを発出しました。新たな構想では、これまでの病床機能に加え、急性期拠点、高齢者救急・地域急性期、在宅医療との連携など、医療機関そのものが地域で担う機能を明確にするとともに、入院医療だけではなく、外来や在宅医療、介護との連携、医療人材の確保まで視野を広げることが示されております。

県内においても、人口動態や医療機関の立地、医療人材の状況は地域によって大きく異なります。また、先

ほどの質問で県境を越えた連携について申し上げましたが、医療においても、県境に近い地域では実際の受療行動が県をまたぐ場合があります。地域の実情に応じて、隣県の医療機関との連携も含めた柔軟な医療提供体制を考えていく必要があります。

新たな構想の策定に当たっては、こうした違いを十分に踏まえながら、それぞれの地域に必要な医療機能をいかに確保して、限られた医療資源をどのように効果的に結びつけていくかが問われます。

そこで、健康福祉部長に質問です。今回のガイドラインを踏まえ、県としてどのような視点を重視し、どのような考え方や体制で地域の実情を反映しながら、二〇四〇年に向けた地域医療構想の策定を進めていくお考えか伺います。

最後に、今後の県警察運営とサイバー空間の脅威への対応について伺います。

八月七日付で着任をされました山口寛峰警察本部長は、熊本県警察本部長や警察庁生活安全局生活安全企画課長などを歴任されました。これまで培ってこられた豊富な経験と幅広い知見を生かし、その手腕を存分に発揮をされ、本県警察を力強く牽引していただくことを期待しております。

また、着任会見では、サイバー空間における犯罪への対応を重要な課題として上げ、県警全体としてサイバー能力や専門的な技術の向上に取り組む考えを示されております。

近年、サイバー犯罪の手口は急速に巧妙化・多様化しており、不正アクセスやフィッシングなどに加え、生成ＡＩを悪用した本物と見分けがつきにくい偽画像・偽動画が作成、拡散されるなど、新たな問題も生じております。中でも、実在する人物の容姿を用いて本人が意図しない性的な画像を生成するいわゆる性的ディープフェイクは、その名誉や人格を深く傷つけ、日常生活にまで深刻な影響を及ぼしかねません。技術の進歩の陰

で、個人の尊厳が踏みにじられることがあってはならないと考えております。

そこで、警察本部長にお尋ねをします。本県の治安情勢をどのように認識をして、今後の県警察運営にどのような方針で臨まれるのでしょうか。その中でも、御自身でも述べられているサイバー空間の脅威に対し、県警察としてどのように対応力を高めていかれるのか、新任本部長としての所信を伺います。ぜひ目の覚めるような御答弁をよろしくお願いいたします。

今回の質問は以上となります。御清聴にありがとうございました。

（拍　手）

○議長（松岡正人君）　知事　江崎禎英君。

〔知事　江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君）　私には、高山市内における産業廃棄物最終処分場建設の計画についてお尋ねをいただきました。

御質問いただきました産業廃棄物最終処分場建設計画につきましては、現在、富山県の協議会からの署名を含め、これまで県内外の四団体から多数の署名が提出されているほか、二十団体から許可しないことや慎重な判断等を求める要望書が提出されております。

産業廃棄物最終処分場は、社会にとって必要不可欠な施設である一方、昨今の様々な自然災害を踏まえれば、県域を越えて多くの方々が施設の安全性等に不安を感じておられることは十分理解できます。こうした不安に寄り添うべく、本県では、産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化と透明性の確保を図ることなどを目的とした全国的にも数少ない手続条例を制定しております。

この手続条例では、関係住民は事業者に対して意見を提出することができ、事業者に対しては、関係住民への情報提供、関係住民からの意見に対する見解書の提出などの手続を義務づけております。こうした手続と環境影響評価条例、さらには廃棄物処理法の手続によって、まずは住民、自治体から本計画に係る生活環境保全上の意見を把握してまいります。

次に、手続の過程を公開することで透明性を確保してまいります。具体的には、周辺環境へ与える影響について審議する環境影響評価審査会を公開で実施するほか、審査会の結果や条例手続の進捗状況を随時県ホームページで公表してまいります。

また、廃棄物処理法の許可審査におきましては、専門的知識を有する者から意見を聞かなければならないとされておりますので、広範な分野の専門家から意見を聴取して、許可、不許可の判断を行うことになると考えております。

現在、県では、廃棄物処理法の省令で定めております廃棄物処理、悪臭、水質などの七分野に加えて、気象や地震工学などの五分野の専門家に意見を聞く体制を確保しているところでございます。特に御指摘の多い水源地への影響をはじめ、積雪寒冷地における斜面の安定性、集中豪雨・地震時の安全性など、生活環境への影響について重点的に意見を聞きながら審査を行ってまいります。

今後、条例に基づく手続を実施した上で、廃棄物処理法に基づく許可申請がなされた場合には、これまでに寄せられた多くの声を念頭に置きつつ、法令に定める基準に基づきまして、慎重かつ厳正に審査してまいります。

○議長（松岡正人君）　健康福祉部長　中西浩之君。

〔健康福祉部長　中西浩之君登壇〕

○健康福祉部長（中西浩之君）　二〇四〇年に向けて、地域医療構想の策定についてお尋ねがございました。

新たな地域医療構想については、中長期的に医療を取り巻く環境が大きく変化することを踏まえ、将来にわたって地域で持続可能な医療提供体制を構築するという視点を重視して策定してまいります。このため、新たな構想では、二〇四〇年のあるべき医療提供体制のグランドデザインを示し、将来の目指す姿から遡って課題解決を図ることが重要です。その実現には関係者との丁寧な協議による合意形成が不可欠なため、構想区域ごとに行う調整会議での定例的な協議に加え、私が着任以来、県内各地の医療機関を個別に訪問し、現場の声を直接伺うよう努めてまいりました。

今後の調整会議では、医療人材の確保、在宅医療や介護との連携など、さらに幅広い観点から協議するため、医師派遣を担う大学病院関係者を全ての区域の委員とするほか、市町村の増員や新たに介護関係者も加えてまいります。

また、住民による医療機関の利用状況など地域の実情を踏まえつつ、複数の区域に係る課題については隣接区域との合同会議で協議するなど、運用を工夫してまいります。

○議長（松岡正人君）　警察本部長　山口寛峰君。

〔警察本部長　山口寛峰君登壇〕

○警察本部長（山口寛峰君）　今後の県警察運営とサイバー空間の脅威への対応についてお答えいたします。

管内の治安情勢は、匿名・流動型犯罪グループによる特殊詐欺をはじめとした強盗や窃盗などの体感治安の悪化につながる犯罪が増加し、予断を許さない状況にあります。さらには、全国で頻発する自然災害への備え、

悲惨な交通事故の抑止も喫緊の課題であると認識しております。県警察といたしましては、事件・事故の抑止と検挙など、目の前にある治安事象に的確に対処するとともに、将来を見据えた警察組織の構造改革及び人的基盤を強化し、県民の期待と信頼に応えられる力強い警察の実現に努めてまいります。

また、サイバー空間をめぐる脅威に対しましては、高度な知識・技能を有するサイバー人材の確保・育成、全職員の対処能力の底上げなど人的基盤を強化するとともに、警察の限られた人的・物的リソースの効果的かつ効率的な活用、被害未然防止・拡大防止のための官民連携等の各種の対策を推進してまいりたいというふうに考えております。

県警全職員が一丸となって、安全・安心な岐阜県の実現に向け、誠心誠意尽くしてまいる所存でございます。

++++++

○副議長（長屋光征君）　引き続き一般質問並びに議案に対する質疑を行います。三番　判治康信君。

〔三番　判治康信君登壇〕（拍手）

○三番（判治康信君）　質問に先立ちまして、私からも、先日の地震、豪雨により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げるとともに、一日も早い復旧・復興を心よりお祈りいたします。

それでは、議長より発言のお許しをいただきましたので、県民クラブを代表しまして、日頃、地元多治見をはじめ県内各地で伺ってきた地域の課題や県政への期待も含め、通告に従い、十六項目十七点を五分割にて質問させていただきます。

それでは、持続可能な県政運営に向けた取組について三項目質問いたします。

まずは、新たな総合戦略の策定における全県的な人手不足、担い手不足への対応について知事にお伺いいたします。

県内各地で企業や地域の方々からお話を伺う中で、業種や地域を問わず、人が集まらない、担い手がいないという声を聞く機会が大変多くなりました。製造業や建設業をはじめ、医療・福祉、地域交通など様々な分野で人手不足が課題となっています。また、民間企業だけでなく、教員や警察官、行政職員など、県民生活や行政サービスを支える人材の確保も今後ますます重要になると考えます。

二〇二四年十月に公表されたパーソル総合研究所と中央大学による労働市場の未来推計二〇三五では、人口

減少に伴い人手不足が一層深刻になると見込まれており、二〇三五年の岐阜県の労働力不足率は一一・五％と推計されています。こうした中、県では、働いてもらい方改革として、短時間勤務や柔軟な働き方、業務の細分化、ＤＸによる生産性向上などを進め、子育て中の方や高齢者など多様な人材が力を発揮できる職場づくりに取り組んでいます。働きたい方が希望する働き方と企業が求める人材像がうまく結びつき、人材の確保や定着につながることは大変重要です。

一方、人手不足の状況は分野によって異なります。働く時間や業務を柔軟に見直すことで、新たな人材を確保できる仕事がある一方、一定の専門性や資格が必要で、勤務体制や配置人数にも制約があることから、こうした取組だけでは人材確保が難しい分野もあります。

新たな総合戦略の骨子案においても、岐阜県が直面する課題の一つとして、人手不足の深刻化が掲げられています。骨子案では、地域産業の担い手確保やＤＸ、医療・福祉人材の確保、柔軟な働き方や求職者とのマッチング、行政人材の確保など分野ごとに取組が示されていますが、人手不足は特定の分野だけの問題ではありません。人手不足という共通の課題に対し、必要な人材や担い手をどのように確保していくのか、全県的な視点で考えていく必要があるのではないでしょうか。

そこで、知事にお尋ねいたします。全県的な人手不足・担い手不足をどのように認識をし、新たな総合戦略の策定においてどのように対応していかれるか、知事のお考えをお尋ねいたします。

次に、新たな総合戦略の推進を支える行財政基盤の確立について知事にお伺いいたします。

これから令和九年度当初予算編成が本格化する中、その基本的な考え方となる予算編成方針が示されることと思います。岐阜県では、これまでの事業の見直しや国費の活用、歳入確保を進め、令和八年度当初予算では

一定の収支改善効果が示されました。一方で、構造的な収支不足の改善には至っておらず、限られた財源をどのように配分をし、県民サービスをどのように維持し、向上させていくのかは引き続き重要な問題です。

また、知事は本年二月の記者会見で、これまでと同じような手法には限界があり、違うことをやらなければならないとの認識を示し、県有施設や補助制度なども含めた次の構造改革に触れられました。これまでの取組を続けるだけではなく、新たな視点で県政の仕組みそのものを見直していくことも今後必要になるのではないかと感じています。

こうした中、現在策定が進められている新たな総合戦略は、令和九年度からスタートいたします。今回の骨子案では、政策の方向性に加え、戦略の推進を支える基盤として行財政運営指針が位置づけられています。そこには、県民参加と多様な主体との連携・協働、暮らしを楽に便利に安全にするＤＸの推進、将来を見据えた組織体制づくり、そして持続可能な財政の確立という四つの方向性が示されています。総合戦略に掲げる政策を着実に進めていくためには、政策の内容だけでなく、それを支える行政の体制や財政運営も重要だと考えます。

そこで、知事にお尋ねいたします。令和九年度から始まる新たな総合戦略の着実な推進を支える行財政基盤の確立に向けて、どのような方針で取り組んでいかれるのか、知事のお考えをお尋ねいたします。

次に、国への政策提案に向けた国枝副知事の所信についてお伺いいたします。

国枝副知事は、本年七月に副知事に就任されるまで、長年にわたり農林水産省において国の政策形成に携わってこられ、その経験や知見を岐阜県が抱える課題解決に生かしていただきたいと大いに期待をしております。

先般の第三回定例会において、知事からは、国枝副知事の選任に当たり、国とのパイプ役として政策提案や

予算確保に加え、国で培われた豊富な行政経験と知見を生かし、岐阜県が抱える課題を国の法制度の見直しにつなげていくことの期待が示されました。

私自身、地域の方々から声を伺う中でも、県の取組だけでは解決が難しく、国の制度やその運用に関わる課題に行き着くことがあります。人口減少が進み、地域によって抱える課題も多様化する中では、国がつくった制度を地方が活用するだけでなく、地方の現場で見てきた課題を国の政策形成に反映させていくこともこれまで以上に重要になると考えます。

一つ一つは岐阜県内での地域課題であっても、掘り下げれば全国の地方自治体に共通する制度上の課題が含まれていることもあり、こうした課題を単なる要望として国に届けるだけではなく、国の制度や運用の改善につながる政策提案として発信していくことが重要ではないでしょうか。

そこで、国枝副知事にお尋ねいたします。国の政策形成に長く携わってきた経験を生かし、国とのパイプを通じた情報収集や予算獲得だけでなく、地域の課題を国への政策提案につなげ、制度や運用の改善に生かしていただきたいと考えますが、国枝副知事の所信をお尋ねいたします。

ここで一回目の質問を終わります。

○副議長（長屋光征君）　知事　江崎禎英君。

〔知事　江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君）　私には二点御質問をいただきました。

まず、新たな総合戦略の策定における全県的な人手不足・担い手不足への対応についてお答えをいたします。

議員御指摘のありました人手不足・担い手不足は、本県のみならず、今や全国的にも幅広い分野で課題とな

っている問題でございます。一般的には、その要因として、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少、円安に伴う外国人材の確保難、さらには企業の求人ニーズと求職者のミスマッチなどと説明されておりますが、現状を十分に把握、分析した上で対処する必要があると考えております。

具体的には、これまで企業が人材を募集する際の暗黙の前提とされてきた、フルタイムで働き、かつ残業もできるという条件を満たす人材は確かに不足しているかもしれません。しかしながら、働く意欲はあっても、勤務時間や場所、仕事の内容などの労働条件が合わないことから、適当な仕事がないといって働いていない方は、全国で現在八十万人近く存在すると言われており、本県においてもそうした方々は数多くいらっしゃると考えられます。

従来、人材確保のための労働環境の見直しにつきましては、長時間労働の是正や休暇取得の促進、健康診査の受診促進など、働く側の行動変容を促す働き方改革というのが中心でございました。これは、私の経済産業省時代から推進してまいりましたまさに健康経営の取組、すなわち従業員の健康管理を企業にとってのコストではなくて投資であると捉えることによって、企業側が積極的に労働環境を改善し、よりよい人材を確保して長く働いてもらうことが企業の価値の向上につながるという考えに基づくものでございます。

一方で、働く意欲や能力がありながらも、子育てや介護など、時間や場所の制約によって働くことができない方々は依然として取り残されたままであり、こうした方々が活躍できる環境を整えることが今後の人材確保の観点からは重要と考えております。このため、現在、本県では、働く人に寄り添った職場づくりを推進し、多様かつ柔軟な雇用形態の下、多様な人材が活躍できる環境を整えるとともに、生産性向上の取組によって、人手不足の解消と企業の成長を同時に実現する働いてもらい方改革を進めているところでございます。

さらに、次なるステージといたしまして、今後若者や女性が活躍するためには、こうした取組に加えまして、仕事の在り方そのものを見直すことが必要と考えております。具体的には、仕事とは、生活を支え、家族を養うためだけではなくて、自分の興味関心や社会貢献といった要素に加え、家族や友人との時間も加味しながら、自分の能力を発揮する機会として捉えることが重要と考えております。

特に、いわゆるZ世代、今ちょうど二十代で社会人になったばかりの方々ですが、Z世代と呼ばれる若者たちにとっては、職場の安心感とともに自分が企業や社会の役に立っている実感を求めたいという傾向が強いというふうに言われております。本人のやる気を重視する企業風土を醸成することで、県内だけでなく、他県からも若者が働きたいといって本県企業への就職を希望することにもつながるものと考えております。

こうした取組や段階を経て、将来的には時間や空間の制約を超え、誰もが同時に複数の仕事を持つことができる社会を構築することが、人手不足や担い手不足を解消する鍵になると考えております。

ちなみに、今般お示しいたしました新たな総合戦略の骨子でも、人手不足や担い手不足の解消に向けた様々な政策を位置づけております。特に政策目標一であります、人やモノが集まり、地域が楽しく元気になる県という項目におきましては、様々な産業分野の多様な担い手の育成・確保、挑戦と成長につながる人材育成や能力開発、岐阜ならではの魅力を生かした移住・定住・Uターンの促進などを進めてまいります。

また、政策目標三になります、自分らしく学び、働き、活躍できる県という目標では、先ほど申し上げた柔軟な働き方の推進など、働く人に選ばれる職場環境の実現のほか、子供・若者世代からのキャリア教育や幅広い世代へのリスキリング、再びいろんな能力を取り戻すことですけれども、リスキリングの推進、魅力ある産業の創出など、県民が希望する仕事に出会える環境づくりを推進してまいります。

県としましては、これらの政策を総動員して、人手不足・担い手不足を解消してまいりたいと考えております。

次に、新たな総合戦略の推進を支える行財政基盤の確立についてお答えをいたします。

本県の行財政運営でございますけれども、現在約一兆二千億円もの借金の返済、これが我々県に求められております。これを前提にした上で、人口減少・少子高齢化のさらなる進行や自然災害の激甚化・頻発化、国際情勢・経済環境の急激な変動の中で、県民の皆様に安心とワクワクを感じていただける政策をいかに企画・立案・実施していくかが問われているところでございます。このため、新たな総合戦略の骨子案では、人やモノが集まり、地域が楽しく元気になる県、安心して暮らし続けられる県、自分らしく学び、働き、活躍できる県の三つを政策目標としたところでございます。

極めて厳しい財政状況の中で、こうした政策目標を着実に推進するためには、国の予算のみならず、民間資金の活用も含め、知恵と工夫を総動員して対処しなければならないのは当然のことだと思っております。その上で、県民の皆様のニーズに的確に対応し、人やモノが集まる岐阜県を実現するためには、これまでの政策立案の手法や行財政運営の在り方にとらわれることなく、新たな視点や発想を取り入れながら県政を運営していかなければなりません。

そのため、今後の行財政運営に当たっては、四つの取組を強化してまいります。

まず第一でございますが、県民参加と多様な主体との連携・協働です。多様な広報媒体を活用した県政情報の発信や、政策オリンピックなどを通じて県民の皆様の県政への参画、これを促してまいります。また、県と市町村の一層の連携・補完を通じて、多様化・複雑化する行政課題に的確に対応してまいります。

第二は、暮らしを楽に、便利に、安全にするＤＸの推進でございます。デジタル技術を活用した業務効率化を通じて、職員が県民の皆様と向き合う時間を確保することなどにより、県民サービスの高度化を進め、県民の皆様が利便性を実感できるＤＸを推進してまいります。

第三は、将来を見据えた組織体制づくりでございます。県民の皆様の声や職員の意見が届きやすい環境を整え、風通しのよい組織風土を確立するとともに、人口減少や行政需要の変化を見据えた組織体制の見直しを進め、多様な人材の確保・育成を図ることで、県民ニーズに迅速かつ的確に対応してまいります。

第四は、持続可能な財政の確立です。国費や民間資金などの多様な財源を確保するとともに、効率的・効果的な事業への見直しや県有施設の在り方の検討を着実に進めるなど、持続可能な財政の確立に向けて取り組んでまいります。

これらの取組を通じて、県民の安全・安心を確保しつつ、未来への投資を推進し、県民サービスの維持向上を実現する行財政運営を目指してまいります。

○副議長（長屋光征君）　副知事　国枝　玄君。

〔副知事　国枝　玄君登壇〕

○副知事（国枝　玄君）　国への政策提案に向けた副知事としての所信についてお尋ねをいただきました。

午前中の布俣議員の御質問にもお答えいたしましたとおり、私としましては、知事を支え、市町村、議員の皆様、そして県民の皆様と共に、安心とワクワクにあふれ、人やモノが集まる岐阜県づくりの推進に向け、知見や経験を生かした施策の推進、現場目線と県民協働による政策形成の二点に注力して、副知事としての職責を果たしてまいりたいと考えてございます。

私自身、いわゆる地方で主に営まれる農林水産業の振興を図ることが、地域の経済社会を活性化させ、ひいては国全体の発展に資するものと考え、これまで国において農林水産施策や地方創生に携わってまいりました。一方で、地元へ帰省し、少子高齢化や議員御指摘の人手不足といった課題に触れるたび、国の政策が真に地域の発展につながってきたのか振り返ることが多くありました。そうした中、副知事就任の際に、江崎知事からは、岐阜から国を変えていく仕事をしようとのお言葉をいただいたところです。

私としては、まずこれまで培ってきた現場目線を引き続き大切にしていく考えです。できる限り地域に入り、課題に直面されている皆様のお話を伺いながら、課題の解決に向けた政策の創出に努めていきます。

その中で、本県の課題の解決に国の制度改正が必要な事項、または先導的な施策として全国的に展開すべき政策については、地方から、岐阜から日本を変えていけるよう、国への政策提案につながる取組を鋭意進めていきたいと考えています。

現在、本県では、働いてもらい方改革や異学年集団による学び合い、アグリパーク構想など、人口減少下の日本社会が直面する課題に立ち向かう新たな仕組みを既に実践してきています。こうした岐阜県ならではの挑戦を、日本の未来を変える政策モデルとして積極的に全国に発信していくことは大変有益であると考えます。国の政策立案のスケジュールを踏まえ、法令改正、税制、予算事業など、誰にどのようなタイミングで提案していくことが効果的かといった、私自身のこれまでの国内外での政策実行の経験や知識、また人脈を生かしていく考えです。これらを通じ、岐阜県発の政策モデルを国の制度改正や運用改善とつなげていくよう精いっぱい努力してまいります。

○副議長（長屋光征君）　三番　判治康信君。

〔三番　判治康信君登壇〕

○三番（判治康信君）　それぞれ御答弁いただき、ありがとうございました。

次に、地域社会を支える医療・福祉の取組について、三項目、健康福祉部長にお伺いいたします。

まずは、県立三病院の持続可能な運営に向けた県の役割について。

県を設立団体とする岐阜県総合医療センター、岐阜県立多治見病院、岐阜県立下呂温泉病院の三病院は、それぞれ地方独立行政法人として運営され、日々の経営や人事、設備投資など、それぞれの法人が責任を持って取り組むことが基本であることは承知しております。一方、県では、中期目標において、これらの病院に対し、地域の基幹病院として、高度急性期医療や救急、災害をはじめとする政策医療など、地域の医療提供体制を支える重要な役割を求めています。

しかし、現在、全国的にも公立病院の経営環境は厳しさを増しており、県立三病院についても、医薬品や診療材料、光熱費、人件費などの上昇が経営を圧迫し、厳しい状況が続いています。病院経営は、単年度の黒字・赤字だけではなく、手元資金やキャッシュ・フロー、将来必要となる設備投資まで含めて考える必要があります。経営が厳しくなれば、医療機器の更新や施設整備、人材確保などが先送りされ、病床の稼働や救急の受入れ、手術など、県が求めている医療機能そのものに影響することも懸念されます。

また、私の地元にある県立多治見病院では、二〇二四年四月に中央診療棟が整備された一方、現在も旧診療棟が残っており、その維持管理や今後の整理が課題となっています。さらに、近年は局地的な豪雨が頻発し、先日も多治見市内で道路が冠水するなど、水害への備えも一層重要性が高まっています。地域災害拠点病院である県立多治見病院についても、大規模災害時に病院機能を維持するため、止水板をはじめとする浸水対策を

進めていく必要があります。

こうした取組は直接診療収益を生むものではありませんが、県が災害拠点病院としての役割を求める以上、欠かすことができない投資です。施設整備や防災対策まで、全てを病院法人が自らの経営の中で判断をし、自らの資金だけで行うものとしてよいのかという課題があるかと思います。現在県では、二〇四〇年を見据えた新たな地域医療構想の策定に向け、各圏域において、将来の医療需要を踏まえた医療機関の役割分担や連携の在り方について協議を進めています。人口減少や医療人材不足が進む中、県立三病院についても、将来にわたって現在と全く同じ規模や機能を維持するだけではなく、それぞれの地域で必要とされる役割を見極め、ほかの医療機関との連携、役割分担を進めることが必要だと考えます。

一方で、それぞれ異なる地域で県民の命を支えている三病院は、今後も県立病院として地域に必要な医療を担い続けていくことが重要です。医療機器を更新し、施設を維持し、災害に備え、それらを支える経営基盤があって初めて、県が求める役割を果たし続けることができると考えます。

そこで、健康福祉部長にお尋ねいたします。新たな地域医療構想を見据え、県立三病院に今後どのような役割を求めていくのか、またその役割を持続的に果たすため、経営や資金調達、施設・設備の整備、災害対策などについて、設立団体である県として今後どのように関わり、支えていかれるのか、お尋ねいたします。

次に、民生委員・児童委員の担い手確保についてお伺いいたします。

民生委員・児童委員の方々は、地域住民に最も身近な相談相手として生活上様々な相談に応じ、必要な行政サービスや支援につなぐとともに、高齢者や障がい者世帯の見守りなど、地域福祉を支える重要な役割を担っておられます。一方、最近は、ひきこもりや認知症、生活困窮、子育てなど地域が抱える課題が複雑化、多様

化しており、民生委員・児童委員に求められる役割も広がっています。

県においても民生委員の充足率は中長期的に低下をしており、担い手の確保を喫緊の課題として位置づけています。担い手の確保については、地域の実情をよく知る市町村が中心となって取り組むものであり、県が直接できることには限りがありますが、県には県内全体を見回す役割があります。どの地域で担い手が不足しているのか、また引受手が見つからないのか、現任の委員がどのような活動に負担を感じているのか。こうした実情を県として把握し、市町村への支援や県内での取組につなげていくことが重要だと考えます。

また、民生委員・児童委員の活動について、大変そうというイメージだけが先行すれば、担い手の確保はさらに難しくなります。その役割は、活動内容、やりがいを分かりやすく伝え、若い世代を含め、幅広い方々に地域福祉を支える重要な存在であることを知っていただく取組も必要なのではないでしょうか。

そこで、健康福祉部長にお尋ねいたします。民生委員・児童委員の担い手確保に向け、地域の実情を把握し、市町村と連携をした支援を進めるとともに、その役割ややりがいを幅広く伝えていく必要があると考えますが、今後どのように取り組んでいかれるのか、お尋ねいたします。

次に、ぎふ清流おもいやり駐車場の拡充について。

令和六年四月から、民間事業者にも障がいのある方へ合理的配慮の提供が義務化されたことで、行政だけではなく、社会全体で一人一人の事情に応じた配慮を考えることがこれまで以上に求められています。障がいや病気などは外見からは分からない場合も多く、また同じ障がいであっても必要とする配慮は一人一人異なります。こうした合理的配慮を進める上で、車での移動が多い岐阜県においては、駐車場の在り方についても改めて考える必要があるのではないかと感じています。

現在県が取り組んでいるぎふ清流おもいやり駐車場は、障がいのある方をはじめ、高齢者や妊産婦、車椅子を利用される方など、歩行や乗り降りに配慮を必要とする方の外出を支える大切な取組です。今後高齢化がさらに進むことに加え、障がいのある方の社会参加や外出の機会が広まっていくことを考えれば、こうした駐車場区画の必要性はますます高まっていくものと考えます。一方、利用できる区画には限りがあり、残念ながら本来対象ではない方の利用も一定数見受けられるのが実情です。

しかし、こうした不適切な利用があるからといって、制限を強めることだけが答えだとは考えていません。なぜなら、本来利用できる方であっても、その事情が外見から分かりにくいため、本人だけでなく御家族も周囲の目を気にして利用をためらってしまう場合があります。制限を強めれば、こうした方々がかえって利用しづらくなってしまうことが懸念されます。大切なのは、誰が利用できるのかを厳しく線引きすることではなく、本当に配慮を必要とする方が周囲を気にすることなく、安心して利用できる環境を広げていくことではないでしょうか。

また、県では、これまでも協力施設などを通じておもいやり駐車場の整備を進めてこられました。しかし、令和七年度末までの実績は四千七百四十二区画で、ここ数年、年間二百区画前後の増加にとどまっており、令和十一年度末までに七千区画という目標を達成するためには、新たな協力施設を増やすことに加え、既に協力いただいている民間施設や県有施設、市町村施設についても、一つの区画を二つ、三つへと増やすなど、これまで以上に区画の確保を進める必要があると考えます。

そこで、健康福祉部長にお尋ねいたします。合理的配慮が社会全体に求められ、今後さらにぎふ清流おもいやり駐車場の必要性が高まる中、令和十一年度末までに七千区画という目標を達成するためには、これまで以

上に踏み込んで区画の確保を進める必要があると考えます。新たな協力施設の開拓に加え、県有施設や市町村施設での増設、さらに既に協力いただいている民間施設への働きかけを含め、今後どのように取り組んでいかれるのか、お尋ねいたします。

ここで二回目の質問を終わります。

○副議長（長屋光征君）　健康福祉部長　中西浩之君。

〔健康福祉部長　中西浩之君登壇〕

○健康福祉部長（中西浩之君）　地域社会を支える医療・福祉の取組について、三点お尋ねがございました。

まず、県立三病院の持続可能な運営に向けた県の役割についてお答え申し上げます。

県立三病院は、地方独立行政法人として各地域で中核的な役割を担ってまいりました。特に、救急、小児、周産期、災害などの政策医療や山間僻地等における一般医療など、一定の社会的要請があるものの、採算性の観点から民間病院だけでは十分な提供が難しい医療については、今後も県民の命と健康を支えるセーフティーネットとしての役割を果たしていくことが重要です。

一方、中長期的に医療を取り巻く環境が大きく変化することから、新たな地域医療構想を踏まえ、県立三病院にも医療機関の連携・再編・集約化の積極的な検討や病床数の適正化などを通じ、持続可能な体制の構築とともに、さらなる経営の効率化が求められます。このため、県としては、今後も法に基づき、政策医療に係る経費のほか、災害対策を含めた施設整備や医療機器購入に係る長期借入金の償還額の一部を負担することで医療提供を支えてまいります。あわせて、業務実績の評価や財務状況の把握を通じ、緊密に連携しながら、環境変化も踏まえた法人運営を促してまいります。

次に、民生委員・児童委員の担い手確保についてお答え申し上げます。

本県の民生委員・児童委員の充足率は全国平均を上回っておりますが、近年は低下傾向にあります。その要因として、市町村からは、見守りの必要な世帯の増加や対応案件の複雑化による委員の身体的・精神的な負担の増加が影響しているとお伺いしております。このため、県では、国の補助制度を活用し、経験豊富な元民生委員が新任委員の見守り活動に同行して助言する市町村の取組を支援しております。今後は、この制度を積極的に活用し、委員の負担軽減につながる具体策に取り組むよう市町村に働きかけてまいります。

また、市町村及び自治会を含む関係者から成る県のなり手確保検討会において、ＩＣＴ機器を活用した訪問記録の作成など、業務の効率化につながる先進事例を研究してまいります。さらに、民生委員の活動内容やそのやりがいを伝える啓発動画を新たに作成し、若い世代を含め、幅広い方々に県ＳＮＳ等で広く発信するとともに、退職者世代や地域貢献に関心のある方々に広報紙で周知するなど、民生委員の認知度向上に取り組んでまいります。

最後に、ぎふ清流おもいやり駐車場の拡充についてお答え申し上げます。

県では、令和元年十一月にぎふ清流おもいやり駐車場の制度を導入し、金融機関や医療機関、スーパーマーケットなど様々な施設に対し登録を呼びかけてまいりました。その結果、駐車場の登録区画数は年々増加しておりますが、令和十一年度末までに七千区画確保という目標達成に向けては、さらに年平均で五百六十五区画の確保が必要となります。このため、今後は、新たに商工団体との連携を進め、商業施設等での登録を増やす取組を一層促進するとともに、県有施設での増設を進めます。

加えて、市町村施設を含め、既に登録済みの施設にも、規模などに応じた追加登録を積極的に働きかけてま

いります。さらに、おもいやり駐車場の登録を行っていない車椅子駐車場もあることから、その趣旨を丁寧に説明し、登録を促してまいります。また、おもいやり駐車場を適正に御利用いただけるよう、県ＳＮＳ等を活用し、広く制度の周知を行い、配慮を必要とする方が安心して利用できる環境の確保、推進を図ってまいります。

○副議長（長屋光征君）　三番　判治康信君。

〔三番　判治康信君登壇〕

○三番（判治康信君）　それぞれ御答弁いただき、ありがとうございました。

次に、子供、若者の学びと成長を支える取組について、四項目、五点質問いたします。

まずは、高校生の企業選択の機会拡大に向けた取組について、教育長にお伺いいたします。

高校卒業後に就職する生徒にとって、就職先を決めることは、その後の生活や将来にも関わる重要な選択です。私自身、保護者として子供の就職活動を身近に見てきました。その中で、子供と話し合いながら、希望する就職先を一緒に考えてきました。また、学校では、先生方が生徒一人一人に寄り添い、学校と企業との長年の信頼関係を基に、求人票だけでは分からない企業の情報も踏まえ、丁寧な就職指導を行っていただいております。こうした学校の取組は、生徒の就職活動を支える大きな強みであると考えています。

現在、高校生を取り巻く就職環境は、いわゆる売手市場となっています。岐阜労働局が本年四月に発表した資料によりますと、令和八年三月に県内高校を卒業した生徒のうち、学校や公共職業安定所からの職業紹介を希望した生徒は二千八百九十六人。これに対し、求人数は一万二千四百九十三人、求人倍率は四・三一倍と過去最高になり、就職内定率も九九・九％という高い水準にあります。

こうした状況を見てみると、高校生の就職を取り巻く環境は以前とは大きく変わっています。厳しい雇用情勢にあった時期は、高校生の就職機会を広げるために一人一社制が見直され、一定の時期以降は二社まで応募できるようになりました。しかし、これだけ多くの求人があり、ほとんどの生徒が就職できる現在において、生徒自身が複数の選択肢の中から就職先を選べる環境を整えるという視点がこれまで以上に重要になっているのではないでしょうか。

そのためには、これまで学校が行ってきた丁寧な就職支援を大切にしながら、複数の企業間で迷っている生徒が応募する前に一社に絞るのではなく、複数の企業の選考を受け、その結果も踏まえて就職先を決められる機会があってもよいのではないでしょうか。そうすることで、生徒自身がより納得して就職先を選ぶことができ、結果として企業とのミスマッチの軽減や早期離職の抑制にもつながると考えます。

現在岐阜県では、学校からの応募・推薦について、十月三十一日までは一人一社の応募を基本とし、十一月一日以降は一人二社まで応募できることとなっています。一方、全国を見ると、複数応募を認める時期や応募できる企業数、対象となる求人など、その仕組みは都道府県によって異なります。選考開始当初から一定の条件下で複数応募を認めているのが七府県、一定期日後に認めているのが四十都道府県です。

また、愛知県でも、今年度から指定校求人は従来の仕組みを維持しながら、企業が複数応募を認める公開求人については、選考開始時から一人二社まで応募できるようになりました。さらに、本年二月、県内の経済界からも高校生の就職における一人一社制の見直しを求める声が上がっています。こうした全国の動きや県内の声を見ると、岐阜県においても、今の仕組みが生徒にとってよりよいものになっているのか、改めて検討していく時期に来ているのではないでしょうか。

そこで、教育長にお尋ねいたします。高校生の企業選択の機会を広げていくため、他県の取組も踏まえながら、本県の実情に合った方法を検討していく必要があると考えますが、今後どのように取り組んでいかれるのか、お尋ねいたします。

次に、県外に本校を置く通信制高校の県内サテライト施設で学ぶ生徒への行政情報の提供について、子ども・女性部長にお伺いいたします。

近年の子供たちの学び方は大きく変化をしています。高校には設置者によって県立や私立があり、課程には全日制、定時制、通信制があります。こうした中、全国でも通信制高校で学ぶ生徒が増えており、文部科学省の令和七年度学校基本調査によると、その数は約三十万人、高校生全体のおおよそ十人に一人となっています。それぞれの事情に応じた学びを求める子供たちにとって、こうした学びの場は大切な選択肢の一つとなっています。

中でも、県外に本校を置く通信制高校に在籍し、岐阜県内のサテライト施設で学ぶ生徒について、文部科学省が公表している令和八年四月一日時点の資料を見ると、その数は六十を超え、在籍生徒数を合計すると千九百人を超える規模となっています。県内に本校を置く高校については、学校を通じて生徒に岐阜県の情報を提供するルートがあります。一方、本校が県外にあり、岐阜県内にサテライト施設を設ける通信制高校については、その実態を十分に把握することが難しく、県からの情報が生徒に届きにくいという課題があります。

県が生徒に届ける情報には、教育に関するものだけでなく、交通安全や薬物乱用防止、各種支援制度、さらには就職や県内企業に関わる情報など、生徒の安全や将来に関わるものが多くあります。本校の所在地が県外だったとしても、岐阜県内で生活をし、学んでいる生徒には、こうした必要な情報を確実に届けていく必要が

あるのではないでしょうか。

そこで、子ども・女性部長にお尋ねいたします。学び方が多様化する中にあっても、岐阜県で暮らす子供たちに必要な行政情報を確実に届けていくことが重要だと考えます。県外に本校を置く通信制高校に在籍し、県内のサテライト施設で学ぶ生徒に対し、必要な行政情報を届けるために、県として今後どのように取り組んでいかれるのか、お尋ねいたします。

次に、少年の大麻事犯の広がりに対する認識と違法薬物乱用防止対策について、警察本部長にお伺いいたします。

本部長はこのたび岐阜県警察本部長として着任され、これから県内各地域の治安情勢やそれぞれの地域が抱える課題を見ていかれることと思います。特殊詐欺やサイバー犯罪、交通事故など、県民の安全・安心を守るために警察が対応しなければならない課題は多岐にわたっています。そうした中で、本部長が岐阜県の状況をどのように捉え、県警察をどのように率いていかれるのか、大いに期待しているところです。

それら数多くの課題の中で、私が特に気になっている課題の一つが少年による大麻事犯です。県内の二十歳未満の大麻事犯を見ると、令和五年以降高い水準で推移しており、令和七年に薬物事犯で検挙された少年は十九人、そのうち大麻事犯は過去最多の十八人です。人数だけ見れば十数人という規模ではありますが、大麻はゲートウエードラッグと言われており、より依存性が高い覚醒剤やコカインなどの違法薬物に進むきっかけになるとも言われています。

さらに、成長過程である少年が違法薬物に手を出すことは、本人の心身やその後の人生はもちろん、家族や周囲にも大きな影響を及ぼすものであり、単純に件数の多い少ないだけで捉えるべき問題ではないと考えてい

ます。また、中学生が検挙される事案も続いており、低年齢化という点からも強い警戒が必要です。こうした現状を踏まえれば、取締りを進めることはもちろん、少年が薬物に手を出す前に正しい情報を届け、違法薬物に手を出させない取組をさらに進めていくことが重要ではないでしょうか。

そこで、警察本部長にお尋ねいたします。岐阜県における少年の大麻事犯の広がりをどのように認識しておられるのか、また少年を違法薬物から守るため、今後どのように違法薬物の乱用防止に取り組んでいかれるのか、お尋ねいたします。

次に、県立学校における部活動中の偶発事故への対応について、教育長にお伺いいたします。

県立高校の部活動中に生徒が投げたボールがゴールポストに当たり、跳ねたボールが停車中の車に当たって傷をつけるという事故がありました。ボールを投げた生徒が故意に当てたものでも、不注意によるものでもなく、通常の練習中に起きた偶発的な事故です。

この事故について確認したところ、対物事故であるため、日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象とはならず、また生徒に法律上の損害賠償責任が認められないと判断されたため、全国高等学校ＰＴＡ連合会の賠償責任補償制度の対象にもなりません。さらに、部活動は学校管理下で行われる活動である一方、教育課程外に位置づけられており、今回の事故は県費による対応もできず、個人で加入する保険での対応となる場合があるとの説明を受けました。

相談者からは、子供がわざと当てたわけでも、過失があったわけでもない。学校の部活動中に起きた事故であるのに、なぜ補償されないのかとの声がありました。今回、私が特に疑問を感じたのは、生徒に法律上の損害賠償責任がある場合には、賠償責任補償制度の対象となる一方、生徒に過失がない偶発的な事故は対象にな

らないという点です。

例えば、不注意で物を壊して法律上の損害賠償責任が生じた場合には、補償の対象となり得ます。ところが、今回のように、通常の練習中に予期せず車に傷をつけてしまった場合には、既存の補償制度では補償されないことがあります。私自身、学校管理下で行われる部活動中の偶発的な事故で、生徒に過失がない場合に補償の空白が生じる現状については、制度上の隙間があるように感じています。

一方で、現行制度は、個人で加入する保険などによる対応となる場合がある以上、少なくとも保護者がそのことを十分理解した上で、保険の加入の判断をできるようにする必要があります。現在も入学時期に任意保険の案内は行われていると承知しておりますが、今回のような事故が補償されないことまで認識している保護者は少ないのではないでしょうか。

また、補償の問題とは別に、今回のような事故を未然に防ぐための施設面での安全対策も重要です。個人で加入する保険や自己負担で対応せざるを得ないのであれば、県教育委員会として、ボールが駐車場などに飛び出すおそれがある箇所を把握し、防球ネットの設置や改修、必要な安全対策を検討していく必要があるのではないでしょうか。その際、学校現場に新たな負担を生じさせたり、部活動の場所や活動内容を必要以上に制限したりすることなく、各学校の状況に応じて県教育委員会として必要な施設整備を進めていくことが重要だと考えます。

そこで、教育長に二点お尋ねいたします。部活動中の偶発的な物損事故について、現行制度では個人で加入する保険での対応となる場合があることを保護者に対して分かりやすく周知するとともに、生徒に過失がない事故において補償の空白が生じる現状について、県費による対応も含め、補償の在り方を検討する必要がある

と考えますが、どのようにお考えか、お尋ねいたします。

また、こうした事故を未然に防ぐため、学校運営や生徒の活動に過度な制約を課すことなく、県教育委員会として必要な安全対策を進めることが重要だと考えますが、今後どのように取り組んでいかれるのか、お尋ねいたします。

ここで三回目の質問を終わります。

○副議長（長屋光征君）　教育長　堀　貴雄君。

〔教育長　堀　貴雄君登壇〕

○教育長（堀　貴雄君）　まず最初に、高校生の企業選択の機会拡大に向けた取組についてお答えをします。

県内の高校生の就職は、企業が特定の高校に推薦を求める指定校求人と、それ以外の公開求人により行われております。指定校求人では、生徒は対象企業のうち一社のみに応募します。また、公開求人においても、選考開始から一定期間は一社にしか応募できない一人一社制が多くの都道府県で取られております。こうした中、本年三月、愛知県の公開求人で、現在の高校三年生から一人二社制になることが決定されました。これは、就職の交流がある東海三県で足並みをそろえてきた中で突然の決定であり、現三年生への適用は、企業・学校双方に困難なことから、本県では同様の対応を見送ったところです。

本県は、愛知県などに比べ、公開求人の割合が毎年四〇％以上と高く、その応募者の二〇％近くが愛知県の企業を志望しております。このため、愛知県と同様の変更を行った場合の企業や学校、そして何よりも高校生への影響を今年度の状況を基に分析した上で、来年度の対応については、岐阜労働局や経済団体等で構成される岐阜県高等学校就職問題検討会議において検討していくものと考えております。

次に、県立学校における部活動中の偶発事故の対応について、一つ目、部活動中の偶発事故に対する補償についてお答えをします。

まず前提としまして、部活動は、学習指導要領において、生徒の自主的・自発的な参加により行われる教育課程外の活動として位置づけられているため、部活動に要する経費については、原則として保護者負担による私費で賄われており、損害のあった場合に県費で対応することも基本的にありません。そのため、物損事故への対応では、多くの生徒が加入している全国高等学校ＰＴＡ連合会賠償責任補償制度が生徒に過失のある場合は対応するものの、過失がない場合は対象とはならず、個人で負担することになります。

そうしたことから、これまでも合格者説明会において、部活動の事故の対応について保護者に丁寧に説明してまいりました。今後、まずは特に部活動中に生じた物損事故が補償されない場合があることを具体的に説明し、任意保険への加入の必要性について保護者が十分に理解した上で判断できるよう丁寧に周知してまいります。その上で、補償の在り方については、他県の状況等も参考にしながら、よりよい対応策を検討してまいります。

次に、学校施設の安全対策についてお答えをします。

県教育委員会では、各学校における体育の授業や学校行事等の実施状況を踏まえ、防球ネットをはじめとする施設整備・改修を進めております。また、これまでも各学校において定期的な安全点検を実施するとともに、生徒の負傷事故が発生した際には、他県での事例も含め、直ちに全県立学校を対象とした緊急点検を行うなど、迅速な安全確保に努めております。加えて、サッカーゴール等、強風時などに重大事故につながるおそれのある器具については、使用後の安全管理を徹底しております。

今後、定期的な安全点検において、ボールが校外や駐車場等へ飛び出すおそれがある箇所を確認した場合には、必要な改修等を速やかに進めてまいります。また、事故が発生した際には、その内容や再発防止策を速やかに各学校に共有し、同様の事故の未然防止につなげるとともに、県教育委員会による学校訪問の機会を活用して現地を点検し、安全対策について各学校に助言してまいります。

○副議長（長屋光征君）　子ども・女性部長　桑田善晴君。

〔子ども・女性部長　桑田善晴君登壇〕

○子ども・女性部長（桑田善晴君）　県外に本校を置く通信制高校の県内サテライト施設で学ぶ生徒への行政情報の提供についてお答えします。

従来から、交通安全や防犯、消費者被害防止等、生徒に関係が深い行政情報については、各学校の御協力の下、私立高校に通う生徒に対しても、学校を通じた情報提供を行っているところです。一方で、近年増加傾向にある県外に本校を置く通信制高校の通信教育連携協力施設、いわゆるサテライト施設は、本県が認可庁でなく学校の把握が困難であるなど課題がありました。

全国的にもこうした状況であった中、今年四月に文部科学省が通信制高校に関する情報サイトを開設し、サテライト施設の所在地などが公表されたことから、本県においても県内サテライト施設の把握が可能となったところです。

そこで、今後は、庁内関係所属と連携し、各学校の協力を得つつ、サテライト施設に対しても他の高校と同様に行政情報を提供してまいります。その際には、登校の形態が多様な生徒への情報提供の方法など、サテライト施設のニーズを丁寧に把握した上で、必要な情報が確実に届くよう取り組んでまいります。

○副議長（長屋光征君）　警察本部長　山口寛峰君。

〔警察本部長　山口寛峰君登壇〕

○警察本部長（山口寛峰君）　少年の大麻事犯の広がりに対する認識と違法薬物の乱用防止対策についてお答えいたします。

県内における少年の薬物事犯は増加傾向にあり、本年八月末現在で十二人を検挙し、その全てが大麻事犯であります。その中には中学生も含まれており、低年齢化の進行が深刻な状況にあるというふうに認識をしております。この背景には、大麻は有害でないなどの誤った情報が流布され、危険性の認識が低いことや、ＳＮＳを通じて入手できる環境の存在等が要因であるというふうに考えております。

県警察におきましては、学校等の関係機関と連携し、小・中、高、大学生などを対象とした薬物乱用防止教室、薬物乱用防止広報車による広報啓発、ＳＮＳを活用した情報発信など、違法薬物の危険性、有害性を正しく理解させる活動を行っております。さらに、今年度からは、県外に本校を置く通信制高校のサテライト施設に通う生徒に対しても、薬物乱用防止教室を開催いたしております。

また、ＳＮＳでの薬物密売の投稿に対する返信機能を活用した警告や、サイバー防犯ボランティアと連携したインターネット・ホットラインセンターへの通報を行っているところであります。引き続き、検挙と抑止を両輪として、関係機関や団体と連携を図りながら、大麻など違法薬物の乱用防止対策に取り組んでまいります。

○副議長（長屋光征君）　三番　判治康信君。

〔三番　判治康信君登壇〕

○三番（判治康信君）　それぞれ御答弁いただき、ありがとうございました。

次に、災害に備えた県土づくりと社会基盤整備について、三項目質問いたします。

まずは、他県の教訓を生かした岐阜県の防災対策について、危機管理部長にお伺いいたします。

近年、全国各地で地震や豪雨、林野火災など、大小を問わず様々な災害が相次いでいます。災害が発生するたびに、それまで想定していなかった課題や、備えていたものが実際には十分機能しなかった事例など、様々な教訓が明らかになります。令和八年七月に発生した熊本地震では、断水の長期化によるトイレなどの衛生環境の悪化や避難所運営、罹災証明書の申請受付など様々な課題が改めて浮き彫りとなり、今もなお不便な生活を余儀なくされている方も多くいらっしゃいます。

岐阜県では、これまでも大規模災害の被災地に職員を派遣し、現地での支援活動で得た知見を踏まえ、孤立やライフラインの途絶への対策、避難所環境の改善、県と市町村の連携強化など、災害対策の見直しに取り組んできました。大規模な災害については、その被害や課題が広く共有され、検証結果も岐阜県の防災対策に反映しやすいと考えます。

一方、全国的には、大規模災害とは言えない災害でも、岐阜県で同様の事態が起こり得る場合は、そこで得られた教訓を積極的に拾い上げ、防災対策に生かすことが必要なのではないでしょうか。岐阜県に目を向ければ、中山間地域では、豪雨による土砂災害で道路が寸断され、集落が孤立するおそれがあります。また、平野部や都市部でも、局地的な豪雨による道路冠水や内水氾濫が発生するおそれがあります。さらに、県内には多くの活断層が存在しており、内陸直下型地震への備えも欠かすことはできません。災害の規模だけでなく、岐阜県の地形や気候などの地域特性に照らし、その教訓を次の備えにつなげるという視点が重要だと考えます。

そこで、危機管理部長にお尋ねいたします。全国各地で発生する災害について、その規模の大小に関わらず、

岐阜県の地域特性に照らして検証をし、岐阜県の防災対策に生かしていくことが重要だと考えますが、今後どのように取り組んでいかれるのか、お尋ねいたします。

次に、アンダーパスの安全対策について、県土整備部長にお伺いいたします。

このところ、全国各地で豪雨による大きな被害が相次いでいます。先日、東濃地方をはじめ、私の住む多治見市でも線状降水帯が発生し、短時間に猛烈な雨が降りました。気象庁の多治見観測所では、一時間の降水量が観測史上最大を記録するなど記録的な大雨となりました。市内では複数のアンダーパスや道路が冠水し通行止めとなったほか、国道をはじめほかの道路にも大きな影響が出ました。私自身、日頃当たり前のように利用している道路が僅かな時間で通れなくなる状況を目の当たりにし、改めて大雨の際の道路の安全確保について考えさせられました。

こうした状況は、多治見市に限ったものではありません。県内各地にアンダーパスがあり、近年のような局地的な大雨はどの地域でも起こり得ることから、今回の多治見市の状況を県全体の課題として捉えていく必要があります。

全国でもアンダーパスの冠水が問題となる中、国土交通省は、全国の直轄国道にある冠水のおそれがある箇所を緊急点検するとともに、冠水する前に車両の進入を止める予防的な事前通行規制を導入し、九月七日には千葉市のアンダーパスで全国初となる規制を実施しました。その後も、二回目となる予防的な通行規制も実施され、対象箇所もさらに広がり、岐阜県内でも国道二十一号の可児市と大垣市の二か所が新たな対象となりました。

こうした冠水対策を考える上では、まずは降雨状況などを踏まえ、排水能力を向上させ、対応できる雨量を

高めていくことが重要です。また、いざというときに設備が確実に作動するよう、日頃からの点検や維持管理を行うことも欠かせません。とはいえ、近年の雨の降り方を見れば、これまでの想定を大きく超えるような豪雨も発生しており、排水能力を高めることだけで全ての冠水を防ぐことは限界もあるのではないでしょうか。

だからこそ、排水対策だけでなく、危険を把握した段階でできるだけ早く車両の進入を止めるという視点も必要です。もちろん通行止めを行えば、周辺道路の混雑をはじめ、各所に影響が出ることは避けられません。そのため、どこが通行止めになっているのか、どの道路が利用できるのかといった情報を警察や市町村などの関係機関と速やかに共有をし、道路を利用する方にも、できるだけ早く正確に伝えていくことが重要です。

そして、もう一つ重要なのが、災害時の情報の受け取り方です。災害時には道路状況は刻々と変わります。ＳＮＳで個人が発信する情報は、発信した時点では正しくても、その後通行止めが解除されたり、新たな別の道路が通れなくなったりと、短時間のうちに状況が変わることがあります。だからこそ、県民の皆様には、個人が発信した情報だけで判断するのではなく、道路管理者などが発信する最新の公式情報をその都度確認していただくことが何より重要です。そのため、県としても通行止めなどの情報を迅速かつ正確に発信し、道路を利用する方が必要なときに最新の公式情報を確認できる環境をしっかりと整えていく必要があります。

そこで、県土整備部長にお尋ねいたします。近年のように短時間で記録的な雨が降る中、アンダーパスを利用する方の安全を確保していくことはこれまで以上に重要です。県では、排水対策に加え、危険が高まった際の対応や通行止め情報の迅速な共有・提供も含め、これまでどのような対策を進めてこられ、また今回の大雨を踏まえ、今後どのように安全対策を進めていかれるのか、お尋ねいたします。

次に、県営水道と受水市町の持続可能な水道事業の運営について、都市建築部長にお伺いいたします。

人口減少が進む中、市町村の水道事業は、給水人口や水需要の減少により料金収入の増加を見込みにくい一方、老朽化した管路や施設の更新は待ったなしの状況にあります。限られた財源の中で必要な更新費用を確保し、水道事業を維持していくことは、市町村にとって大きな課題となっています。

また、国の補助制度では、基幹管路や災害拠点病院などの重要給水地点に接続される配水管に対象が限定されている上、補助率も三分の一程度と他の補助制度に比べて低いことから、水道管の計画的な更新が十分に進まない状況にあります。

こうした中、県では令和八年度から、県営水道の受水市町における老朽管更新を促進するために二億円の予算を計上し、水道管更新促進事業による支援を開始しました。この支援制度は、受水市町が令和八年度当初時点において、令和八年度から令和十年度に国の補助要綱に基づき実施する事業計画を既存分として位置づけ、その計画に追加して実施する事業、いわゆる促進分を対象として、各市町の受水状況に応じて補助率を最大二分の一とし、三年間継続して支援をする考えを示したものです。受水市町にとって大変ありがたい制度であり、積極的に活用されることで老朽管の更新がさらに進み、持続可能な水道事業の運営につながることを期待しております。

一方、制度開始以降、受水市町からは、対象となる事業の範囲や補助制度の活用方法に関して様々な意見が寄せられました。こうした意見に対し、県では対象事業の内容について丁寧な説明に努めてきたと伺っています。私は、全国に先駆けてこの制度を創設したことに加え、実際に利用する受水市町の声を聞き、積極的な活用に向けて対応してきたことは大変重要であったと考えています。

受水市町には、老朽化対策とともに、有収率の向上や経営基盤の強化も求められます。一方、県営水道にと

っても、受水市町の水道事業が安定して運営されることは重要です。引き続き、受水市町の実情や制度の活用状況を丁寧に把握し、その成果や課題を水道政策や支援の在り方に生かしていく必要があると考えます。

そこで、都市建築部長にお尋ねいたします。今後も受水市町の実情やニーズを丁寧に把握しながら、本事業を活用した老朽化対策の推進に向けた支援や国への働きかけを行い、県営水道と受水市町の持続可能な水道事業の運営につなげていくことが重要だと考えますが、県として今後どのように取り組んでいかれるのか、お尋ねいたします。

ここで四回目の質問を終わります。

○副議長（長屋光征君）　危機管理部長　海蔵敏晃君。

〔危機管理部長　海蔵敏晃君登壇〕

○危機管理部長（海蔵敏晃君）　他県の教訓を生かした岐阜県の防災対策についてお答えいたします。

県ではこれまで、東日本大震災や能登半島地震などの大規模災害が発生した際は、派遣職員が持ち帰った知見を取り入れながら課題を検証し、施策に反映しております。例えば、能登半島地震でのトイレ問題や通信障がいの課題を受け、当県ではトイレトラックの導入やスターリンクによる避難所の通信環境の改善を行っております。一方、近年では、三重県の市街地の地下駐車場への浸水や、大量の放置車両が発生した千葉県の豪雨災害、さらには大規模に交通網が麻痺いたしました北陸の雪害など、全国で様々な形態の災害が発生しております。

岐阜県は都市部から豪雪地域まで抱えており、内水氾濫や雪害も含めたあらゆる災害が起こり得るという地域特性がございます。このため、県として全国で発生する様々な災害の情報を迅速に収集・分析するとともに、

ＳＮＳや市町村を通じ、こうした災害への県民への注意喚起を行っております。今後も、他県で発生する多様な災害の教訓について、その都度本県の地域防災計画に盛り込み、本県の防災体制の強化につなげてまいります。

○副議長（長屋光征君）　県土整備部長　藤井忠直君。

〔県土整備部長　藤井忠直君登壇〕

○県土整備部長（藤井忠直君）　アンダーパスの安全対策についてお答えいたします。

本県が管理する二十か所のアンダーパスについては、平成二十二年に可児市道で発生した冠水事故を教訓に、これまでハード・ソフトの両面から対策を進めてまいりました。

まずハード面では、排水ポンプや非常用電源の機能強化に加え、壁面に青色で水深を表すラインや電光表示板の設置など、ドライバーへの注意喚起対策を行いました。また、ソフト面では、水深十センチメートルで速やかに通行止めとする体制を構築し、最新の道路情報をホームページとアラームメールで発信しております。

これらの対策の結果、九月上旬の豪雨では、多治見市内を含む五か所で早期に通行止めを実施し、人や車両の被害はありませんでした。一方、広範囲で渋滞が発生したことから、その要因を調査し、課題を抽出しているところです。

今後は、調査結果を踏まえ、地域への影響が最小限となるよう、予防的な通行規制や車両進入防止などの安全対策について、市町や警察等の関係機関と連携して具体化を図ってまいります。

○副議長（長屋光征君）　都市建築部長　飯島竜二君。

〔都市建築部長　飯島竜二君登壇〕

○都市建築部長（飯島竜二君）　県営水道と受水市町の持続可能な水道事業の運営についてお答えいたします。

県営水道の受水市町に対する支援制度の実施に当たり、四月以降、受水市町と事業の実施に向けて協議を重ねてまいりました。この中で、令和十年度までの期間中に計画していた工事のうち、前倒して行うものについても促進分として支援対象にしてほしいという要望をいただいたことから、これらについても支援対象として認めることとしました。その結果、現在では複数の市町から支援制度を積極的に活用したいとの意向が示されております。

今後も受水市町の実情やニーズを丁寧に把握しながら、本制度の活用を通じた積極的な老朽化対策の実施を促してまいります。

また、この制度は国の補助事業の採択を前提としているため、補助率の引上げや小規模な管路へ対象を拡充することで、受水市町のさらなる負担軽減につながります。そのため、本年七月にも国土交通省へ直接要望したところであり、今後もあらゆる機会を捉えて国への積極的な働きかけを継続してまいります。

○副議長（長屋光征君）　三番　判治康信君。

〔三番　判治康信君登壇〕

○三番（判治康信君）　それぞれ御答弁いただき、ありがとうございました。

最後に、安全・安心な社会づくりに向けた取組について、三項目質問いたします。

まずは、カスタマーハラスメントから働く人を守る取組と理解促進について、商工労働部長にお伺いいたします。

カスタマーハラスメントについては、これまでの県議会においても、相談体制の整備や防止に向けた取組、

条例制定の考え方など様々な観点から取り上げられてきました。県においても、岐阜県カスタマーハラスメント対策連携会議を設置し、関係機関との情報共有や連携を図りながら、事業者への周知・啓発などの取組を進めてきたと承知しております。

こうした中、改正労働施策総合推進法が明日十月一日から施行され、カスタマーハラスメントを防止するために必要な措置を講ずることが全ての事業主に義務づけられます。国の指針では、事業主に対し、カスタマーハラスメントには毅然と対応し、労働者を保護するという方針を明確に周知することが求められています。また、相談窓口を定めて適切に対応できる体制を整えること、実際に発生した場合には、事実関係を迅速かつ正確に確認し、被害を受けた労働者への配慮、再発防止措置を講ずることも求められています。

今回の義務化は、業種や企業規模を問わず、労働者を雇用する全ての事業主が対象となります。これは、大企業や中小企業だけでなく、従業員を一人でも雇用する個人事業主にも対応が求められます。そのため、中小・小規模事業者においても、それぞれの業種や事業規模などに応じて必要な対策を進めていくことになります。しかし、限られた人員の中で、制度の内容を理解し、相談体制や対応方針などを整えていくことに難しさを感じる事業者もあるのではないでしょうか。

法律による義務化を県内で働く人の安心につなげていくためには、関係機関・団体などと連携しながら、中小・小規模事業者に必要な情報を届け、それぞれの実情に応じた対策を円滑に進められるよう支援していくことが必要なのではないでしょうか。

また、今回の義務化を契機として、それぞれの事業者がカスタマーハラスメントへの理解を深め、働く人を守るための対策を進めていくことは、そこで働く一人一人がこの問題を考える機会にもつながります。こうし

た取組を積み重ねることで、カスタマーハラスメントを許さないという意識が社会全体に広がっていくのではないでしょうか。

そこで、商工労働部長にお尋ねいたします。明日十月一日からカスタマーハラスメント対策が事業主に義務づけられる中、中小・小規模事業者においても円滑に対策が進められるよう支援するとともに、関係機関と連携をし、カスタマーハラスメントを許さないという意識を広く浸透させることが重要だと考えますが、どのように取り組んでいかれるのか、お尋ねいたします。

次に、警察官の人材確保と働きやすい職場環境づくりについて、警察本部長にお伺いいたします。

県警が向き合う治安上の課題は、これまで以上に幅広く、その内容も変化しています。特殊詐欺では次々と新たな手口が現れ、サイバー空間を利用した犯罪など、社会や技術の変化に伴う新たな課題への対応も求められており、これからの警察には、こうした変化に的確に対応していく力がますます重要になると考えています。そのためには、日々発生する事案や事故に対応する人員を確保するだけでなく、新たな課題に対応できる人材を配置し、専門的な知識や技術を持つ警察官を育てる体制も必要です。必要な人材を十分に確保できなければ、一人一人の負担が重くなることに加え、目の前の業務への対応に追われ、新たな治安課題への対応や人材育成にも影響しかねません。

一方で、少子化や民間企業などとの人材獲得競争が進み、警察官の採用を取り巻く環境も厳しさを増しています。警察官を志してきた人だけでなく、様々な職業を考えている若い世代にも、警察官という職業を一つの選択肢として考えてもらうことが必要なのではないでしょうか。

警察官の仕事は決して容易なものではなく、時には県民から厳しい言葉を受けることがありますが、そうし

た中でも、県民の生命や財産を守るという強い使命感を持って職務に当たっておられることに改めて敬意を表したいと思います。

岐阜県警察では、本年四月に、すべての職員が責任と誇りを持って活躍できる職場づくり行動計画を策定し、その中で、Professional in Action, Proud in Life～責任ある職業生活　誇りある人生～を掲げています。日々の誠実な職務が県民の安全・安心につながり、それが警察職員としての誇りある人生の土台となるという考えには、警察官としての誇りや仕事に向き合う思いが込められており、非常に大切な考え方であると感じています。

働きやすい職場というのは、単に仕事を楽にすることではないと思います。警察という仕事には、職務上どうしても変えることのできない厳しさがあります。その一方で、そんなときに休暇を取り、心身を整えながら職務に向き合えること、仕事と育児や介護などが両立できること、困ったときには相談できることなど、安心して能力を発揮できる環境を整えることは大切です。勤務の在り方や職場環境など、組織として変えられるものは、現代の変化や若い世代の価値観を踏まえながら柔軟に見直す必要があります。警察官が責任と使命感、そして誇りを持って長く働き続けられる環境を整えることが人材の確保と定着につながり、ひいては将来の警察力を支えることになるのではないでしょうか。

そこで、警察本部長にお尋ねいたします。警察官の採用、人材確保を取り巻く現状をどのように認識しておられるか。また、将来にわたり県民の安全・安心を守る警察力を確保するため、今後どのように人材を確保し、働きやすい職場環境づくりに取り組んでいかれるのか、お尋ねいたします。

最後に、救命活動の現場に遭遇した県民への心のケアについて、危機管理部長にお伺いいたします。

バイスタンダーという言葉を御存じでしょうか。偶然救急現場に居合わせた方を意味します。救急隊が到着するまでの間に、胸骨圧迫やＡＥＤの使用など応急手当を行う救命の重要な担い手です。そして、このバイスタンダーは決して特別な人ではありません。誰もが偶然救急現場に居合わせ、その立場になる可能性があります。

実際に目の前で人が倒れるなどの場面に遭遇し、一一九番通報した際に、倒れている方に呼吸がないなどの場合は、救急車が到着するまでの間、通信指令員から電話越しに胸骨圧迫などの救命活動を行うよう依頼されることがあります。もちろん突然の出来事ですから、不安や怖さ、救命活動をためらったり、断ったりする方もいると思います。

一方で、何とか命を救いたいという思いから、指示を受けながら懸命に救命活動を行う県民もいます。私自身も数年前そうした状況に遭遇し、一一九番通報するとともに、電話越しに指示を受けながら胸骨圧迫、いわゆる心臓マッサージを行った経験があります。その方は、残念ながら息を吹き返すことはありませんでしたが、私自身その後数日間は精神的にもきつかったことを覚えています。

救命講習で救命の方法を学んでいても、実際の現場は全く違います。救命活動は、日常的に経験するものではありません。バイスタンダーは、自分が救命活動を行った相手がその後どうなったか分からない場合や、亡くなられたことを知った場合に、その経験が心に残ることがあります。また、救命活動を行った本人だけでなく、その場に居合わせた家族や周囲の方が救命の現場を目の当たりにすることで、強い衝撃を受ける場合もあります。

岐阜県では、救急現場で救命活動に協力した方へ救急隊から感謝の気持ちを伝えるとともに、相談先を案内

する感謝カードの配付をしています。しかし、重要なのはそのカードを渡すことそのものではありません。救命活動を行った本人はもちろん、その場に居合わせた家族、周囲の方も含め、救命現場に関わった方の心理的な負担に少しでも寄り添うことです。

そこで、危機管理部長にお尋ねいたします。救命活動の後に不安やつらさを感じた方が一人で抱え込むことなく、必要なときに相談や支援につながるよう、これまでの取組をさらに進めていく必要があると考えます。県として今後どのように取り組んでいかれるのか、お尋ねいたします。

以上で、県民クラブを代表しましての質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

（拍　手）

○副議長（長屋光征君）　商工労働部長　小島光則君。

〔商工労働部長　小島光則君登壇〕

○商工労働部長（小島光則君）　カスタマーハラスメントから働く人を守る取組と理解促進についてお答えします。

県では、カスタマーハラスメント対策連携会議を随時開催し、法改正の勉強会や対策推進に向けた意見交換を重ねてきました。会議では、カスハラという言葉が一般的になり対策が進んでいるとの評価の一方で、規模が小さい企業ほど対策が困難との声もありました。

議員御指摘のとおり、改正法が施行される十月からは、全ての事業主にカスハラ対策が義務づけられます。これまでにも岐阜労働局と共催で、経営者や人事労務担当者を対象とする説明会を県内三か所及びオンラインでも開催し、四百三十名の方に参加いただきましたが、改めて労働相談窓口を周知し、労使双方からの相談に

丁寧に対応してまいります。

また、中小・小規模事業者における現状を把握し、対策の強化・充実を図るため、消費者と接することの多い飲食業や小売業などの業界団体を通じたアンケートを実施し、年度内に実態を把握してまいります。その結果を踏まえ、業界ごとの実情に応じて、セミナーの開催や不当要求への対応手段の周知を関係機関と共に検討してまいります。

○副議長（長屋光征君）　警察本部長　山口寛峰君。

〔警察本部長　山口寛峰君登壇〕

○警察本部長（山口寛峰君）　警察官の人材確保と働きやすい職場環境づくりについてお答えいたします。

近年の社会情勢等の変化に伴い、警察官採用試験の受験者数は十年間で約三分の一にまで減少するなど、採用を取り巻く環境は厳しい情勢にあり、人材確保は大きな課題であると認識をしております。

一方で、悪質・巧妙化する犯罪や災害、交通事故等から県民を守るためには、誇りと使命感を持った優秀な警察官を採用し、必要な警察力を維持していくことが不可欠であります。

そこで、県警察におきましては、時代の変化に即した警察学校の運営の見直しや、ＳＮＳを活用した警察官という職業の魅力の発信、公務員試験に特化した対策を要しない試験の導入など、まずはより多くの方に警察官を志してもらうための取組を推進しております。

加えて、優秀な人材の確保と定着に向け、令和八年四月に行動計画を策定し、仕事と家庭の両立支援をはじめ、女性職員の活躍推進や休暇の取得推進、時間外勤務の抑制等に数値目標を掲げて、全ての職員が責任と誇りを持って活躍できる職場づくりに取り組んでいるところでございます。引き続き、将来にわたり県民の安

全・安心を守る警察力の確保・維持に向けた取組を一体的かつ着実に進めてまいります。

○副議長（長屋光征君）　危機管理部長　海蔵敏晃君。

〔危機管理部長　海蔵敏晃君登壇〕

○危機管理部長（海蔵敏晃君）　救命活動の現場に遭遇した県民への心のケアについてお答えいたします。

救急隊が到着するまでに心肺蘇生法などによる応急手当てが行われることで生存率の向上が期待されることから、バイスタンダーによる救命活動は大変重要です。まずは、救命活動における不安を軽減いただけるよう、緊急通報時には通信指令員が応急手当ての方法を分かりやすく丁寧に伝えることを今後徹底してまいります。

一方、救命活動に携わられた方が、活動後に精神的な負担や心的ストレスを感じられる場合があることから、事後の十分なケアを行うことが重要な課題であると認識しております。このため県では、県内全ての消防本部に相談窓口を設置するとともに、窓口の連絡先などを記載した感謝カードを配付するバイスタンダーサポート事業を平成二十九年度から実施しております。

今後は、こうした取組に加えて、救命講習等の機会に消防本部のサポート体制を周知するほか、救命活動を行った方以外の現場に居合わせた方にも積極的に感謝カードを配付し、精神的ケアが必要な方の相談・支援につなげてまいります。

○副議長（長屋光征君）　十八番　平野祐也君。

〔十八番　平野祐也君登壇〕（拍手）

○十八番（平野祐也君）　皆さん、こんにちは。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問を始めたいと思います。

まず一点目、新交通システムの在り方に関する検討について、知事にお伺いしたいと思います。

二〇二六年八月二十四日、先月ですね、県は次の世代につなげる県都岐阜市を中心とした交通システムの在り方検討会の中間報告書を公表いたしました。江崎知事がＬＲＴ構想を二〇二五年七月に表明してから現在までで約一年三か月が経過しました。私自身も中間報告書を拝見しましたが、率直に申し上げて、既存のバス路線の利用状況を分析し、新しい交通の軸となる主要な路線を選定したという以外には、特に何も分からなかったというのが正直な感想であります。

報告書においては、岐阜駅から長良地域、岐阜駅から岐阜大学周辺、岐阜駅から岐阜羽島駅、長良地域から則武地域の四つの幹線軸候補が示されております。しかし、事業費、採算性、需要予測、事業主体、既存公共交通機関への影響といった県民が最も関心を持つ部分については、今後設置される作業部会で検討するとされております。中間報告書を見る限り、最終報告書でどのレベルまで資料がそろい、どのようなスピード感で議論が収束していくのか、現時点では見通すことができません。

ここで私が特に気になるのが、四つの幹線軸候補のうち、特に岐阜市内の二路線の選定根拠であります。報告書においては、岐阜駅から長良地域、あるいは岐阜大学方面という岐阜市内の主要バス路線が議論の中心となっている印象を受けます。確かに現在の利用者が多い路線であることは理解できます。しかし、現在利用者の多い路線であるということと、岐阜圏域全体の将来の交通軸であることは必ずしも同じではなく、この違いは非常に重要であると考えます。岐阜圏域の将来を考えるのであれば、岐阜市だけでなく、各務原市や瑞穂市、羽島市、関市、岐南町、笠松町、山県市、本巣市、北方町などを含めた広域的な人の流れ、通勤・通学需要、さらには今後の企業立地や都市機能の配置まで含めて考える必要があると思います。

岐阜県の将来推計では、二〇五〇年には県全体の人口が約百三十七万人まで減少し、現役世代は二〇二〇年比で約四十七万人減少するとされております。これまで通学需要を支えてきた若年層は大幅に縮小し、交通需要の構造そのものが根本から変わってくると思います。例えば高等学校や県有施設を含めて、今後どのようになるかといった変化を見据えた分析が幹線軸の選定に十分に反映されているのかどうか、疑問を感じざるを得ません。

また、採算性の問題については、中間報告書においては触れられてはおりませんが、宇都宮においては、何十年もこの部分が議論された部分であり、看過することはできません。二〇二三年に開業した宇都宮ライトレールは、二〇二五年八月に累計利用者一千万人を突破するなど高い利用実績を示しております。しかし、その事業費は、当初の四百五十八億円から六百八十四億円へと増額されており、運行費ベースでの採算と建設投資の回収は分けて評価する必要があります。

岐阜圏域においては、一千億円以上の事業費がかかるとも言われており、宇都宮とは全く別次元の財源論と採算性の検証が求められると思います。税金を投入する以上、なぜこの路線なのか、なぜほかの地域ではないのかを県民に説明できなければ、合意形成は進まないと考えます。

さらに深刻なのは、県内の公共交通機関がまさに危機的な状況であるという事実であります。名鉄広見線の新可児―御嵩間七・四キロは、沿線の御嵩町、可児市、八百津町が存続協議を終了したことを受け、二〇二六年八月に二〇二九年四月をもって廃止することが正式に決定されています。さらには、長良川鉄道においても一部廃線といった議論も浮上しており、今後については予断を許さない状況であります。

このように、数年先の路線維持すら困難な鉄道路線が目の前にある中で、一千億円規模の新交通システムの

議論を同時に進めることの整合性を県民はどう受け止めるでしょうか。岐阜県全体の公共交通網をどう維持、再構築するかという大きな問いに答えることなく、岐阜市内の特定路線の議論だけが先行することに対して懸念を私は感じております。

今後、最終報告書まで行き着くためには、事業主体、採算性、需要予測、路線の決定、都市計画への反映、既存公共交通機関との役割分担、関係市町との調整、交通事業者との調整など論点は山積しております。しかし、この中で一番の懸案は、そのほとんど全てが岐阜県だけで解決できる問題ではないという話です。先日、知事の会見において、必ずしも新交通システムがＬＲＴである必要はないというコメントが大きく取り沙汰されていました。そうであれば、県はこの検討会に何を期待し、どのような役割を果たそうとしているのでしょうか。そして、これまで投じてきた予算や期間は何のためのものだったのでしょうか。

ここで配付資料の一を御覧ください。（資料を示す）

こちら中日新聞の記事においては、検討会の委員からも難しいというようなコメントであったり、厳しい意見が相次いでいると紹介をされております。また、岐阜市の柴橋市長においても、事業費や採算、渋滞の懸念、公共交通機関への影響など、実現可能性を含め一つ一つ丁寧にデータに基づく検証が進むことを期待しているとコメントされています。

県民が本当に知りたいのは、作業部会で議論することではなく、その議論の結果を受けて県は何を判断するのかということだと思います。ＬＲＴをやるのかやらないのか、またその判断のために何が必要なのか。その問いに答えることなく、議論だけが積み重なっていることを懸念しております。

私自身、宇都宮のＬＲＴについて注視をしており、知事のＬＲＴ導入表明よりも早い二〇二三年十月に、当

時土木委員会の副委員長でしたので、当時の恩田委員長にお願いをして、この宇都宮を視察に行ってまいりました。それぐらい私は宇都宮が変わっていったＬＲＴというものの影響力に非常に強く関心を持っております。だからこそ、この構想を否定したいわけではなく、岐阜圏域の公共交通が将来に向けてよりよい形で整備され、岐阜圏域や岐阜県全体に波及するという確信を持って進めてほしいと考えております。

そこで、知事に三点お伺いします。一点目、今回の新交通システムの検討については、当初から岐阜市のみならず岐阜圏域全体のまちづくりに資する計画とのことを伺っておりますが、この最終報告書については、一体誰に対してどのような意味を持つ報告書になるのか、明確に御教示していただけますでしょうか。

二点目、検討会の作業部会において、今回も追加で予算が計上されておりますが、県として採算性や需要予測、既存交通への影響など、どのような点が明らかになれば、新交通システムに関する政策判断を行うことができると考えているのでしょうか。

さらに三点目、知事がこれまで言及されてきた十年というスケジュール感に対して、今後どのような工程と見通しで議論を進めていくのか、お考えをお聞かせください。

知事がＬＲＴ構想を表明されてから、県議会においてはこれまで積極的に新交通システムに関する質問がされてきました。知事肝煎りの交通システムに関する中間報告書が出てきたタイミングで、私としても県民の関心が高いこのテーマを取り上げさせていただきました。今回の質問については、私自身としては曖昧な点を排除して、よりよい最終報告書となるように少し厳しいことも申し上げたかもしれませんが、知事からは安心とワクワクにつながる答弁を期待して、ここで一度目の質問を終了します。

○副議長（長屋光征君）　知事　江崎禎英君。

〔知事　江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君）　大変温かい質問をありがとうございます。

私からは、新交通システムの在り方に関する検討について三点お尋ねをいただきました。

ワクワクしていただけるかどうか分かりませんが、まずは未来のまちづくりと新交通システムについての検討の状況についてまず簡単に触れた上で、三つの問いについてお答えをさせていただきます。

まず県では、人やモノが集まる岐阜県を目指すとの観点から、中心市街地に人を呼び込み、まちなかの周遊性を高めることで、歩くまちの実現を目指すとの考え方の下、県庁内に未来のまちづくり検討プロジェクトチームを立ち上げ、議論を行ってもらいました。これは私が着任してすぐのことでございます。その議論の中で、岐阜圏域を中心に主要都市における公共交通の現状を分析したところ、路線バスの減便や廃線に伴う交通空白の拡大、さらには今後の高齢化や運転士不足といった深刻化する課題への対策が急務であるということが明らかになりました。

こうした課題を踏まえまして、未来のまちづくりを実現するために必要な公共交通の在り方と、この中で一つの案としてＬＲＴも提示したところですけど、新たな交通システムの導入可能性も含めて検討することとなり、今年の三月、次の世代につなげる交通システムの在り方検討会ということで、議論を進めていったところでございます。これは御案内のとおりです。

また、併せて対象市町のヒアリングを実施したところ、やはり拠点を巡る公共交通がないということ、そして子供の送迎で働く時間が限られるという声、さらにはお年寄り、特にここが多かったんですが、お年寄りが自力で出かける移動手段がないというなど、たくさんの課題を伺ってきたところでございます。

検討会では、これまで四回にわたって議論を行い、階層性、これは一つの種類ではなくて、電車があったり、バスがあったり、いろんな交通手段、階層性を持つ公共交通網が必要であるということ、これが将来的には圏域を広げるということの手段になるわけですが、さらには基幹となる幹線軸を選定すること、さらに作業部会の中で課題を検討することの三つの方針が示され、本年八月に中間報告として公表したところでございます。これは先ほどの御指摘のとおりです。

まず、ＬＲＴやＢＲＴ、これはバスを使った専用路線型ですね、それから路線バスなどを組み合わせた今申し上げました階層性を持つ公共交通網の必要性、これにつきましては、現在の路線バスが集中する幹線軸、ここをやはり定時性、時間どおりに行くということ、そして輸送力に優れた新たな交通システムに転換することで、既存バスを岐阜市のみならず周辺地域へ再配置することが可能となるということです。特に我が山県市のほうでも今どんどん廃止になっていますので、そこに再配置することが可能となるということで、持続可能な公共交通網の構築につながるものとされたところでございます。

次に、基軸となる幹線軸の選定につきましては、バスの乗降者数や人流データなど様々なデータを基に議論を行った結果、四つの路線が幹線軸候補となり、二幹線軸ではＬＲＴやＢＲＴ、さらには路線バスの拡充をするということ、その他の二幹線軸では、将来の需要を分析した上、これは御指摘のとおりですね、将来の需要予測を行った上で最適な交通システムの導入を検討するということとなりました。

これを受けまして、今後は作業部会におきまして、ＬＲＴなど新たな交通システムを導入した場合の事業費や採算性、需要予測、既存交通への影響といった課題について具体的な検討を進める段階へ移行することとなりました。この九月には、第一回作業部会を開催し、詳細なデータに基づく具体的な検討に着手したところで

ございます。

以上の経緯を踏まえまして、御質問にお答えをいたします。

まず一つ目の最終報告の対象と持つ意味につきましては、岐阜圏域全体を対象にしまして、将来にわたり地域の移動手段を確保し、人やモノが集まり、にぎわいのあるまちの実現に向けた将来の交通計画の指針となるものと考えております。

次に、二つ目の政策判断でございますが、まずは検討会、作業部会において、今回岐阜市長さんから提示されました課題に加えまして、福祉・環境・景観などの十二項目について詳細な分析・検証を行い、議論を重ね、岐阜圏域に適した交通システム案が示されるものと考えております。その上で、様々な関係者をはじめ県民の皆様の御意見を伺いながら、未来のまちづくりを見据えた観点から判断していくことになると考えております。

三つ目の今後の工程と見通しでございますが、検討会や作業部会における今後の議論を十分踏まえて対応することが必要であると考えておりますので、最終報告の取りまとめの時期を含め、現時点でお示しすることはできません。県としましては、新たな交通システムの導入まで十年というのを一つの目標としながらも、今回の中間報告にもありますように、決してＬＲＴありきではなく、また拙速に結論を急ぐことなく、まずは検討会や作業部会で十分に議論を尽くしていただくことが重要であると考えております。宇都宮において二十年以上かけた経緯がありますので、しっかりここをやっていきたいと思っています。

ただし、議論の内容は節目ごとに公表するとともに、各地域における説明会や意見交換会、さらには年内に開催予定の第二回未来のまちづくりフォーラムなどを通じて、県民の皆様の理解を深め、幅広く合意形成を図っていくことが重要であると考えております。今でも岐阜市の多くの方は、あれ、やめた電車をまた復活する

のかと言う方がいまだに多いので、そういうことではありませんということも含めて、しっかりお伝えしていきたいと思っております。

こうした取組を通じて、県民の皆様にもまちづくりに参加していただき、地域全体で未来のまちづくりを考える機運を高めてまいりたいと考えております。引き続き、関係市町や交通事業者との連携を図りながら、活力ある未来のまちづくりと、それを支える持続可能な公共交通網の実現に向けて全力で取り組んでまいります。

○副議長（長屋光征君）　十八番　平野祐也君。

〔十八番　平野祐也君登壇〕

○十八番（平野祐也君）　御答弁いただきまして、ありがとうございました。

続きまして、大きく二点目、副首都構想における首都中枢機能代替地域への申請に向けた検討について、こちらも知事にお伺いします。

皆さん御存じのとおり、七月に国会において副首都法案が可決されました。正式名称は、国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律案であり、副首都の定義が法律上でなされたものであります。法案成立後三か月後の十月より施行される予定であり、その後一年以内に詳細を定めた基本方針が出されることになっております。基本方針が出された後、道府県において申出を行った上で、内閣総理大臣から指定を受ける流れとなります。

こちら配付資料二を御覧ください。（資料を示す）

そこで、読売新聞が報道した内容によると、副首都構想関連法の成立を受け、六道府県が副首都への申請を検討しているとのことです。さらに、法律は、副首都とは別に、東京圏の災害時に首都機能の一部を担う首都

中枢機能代替地域を規定しており、そちらには現在四県が代替地域となることを希望しております。この副首都申請を検討しているとした道府県は、北海道、群馬、愛知、大阪、広島、福岡、政令市においては、札幌、名古屋、大阪、堺、福岡、北九州となります。一方、今回、この首都中枢機能代替地域への申請を検討しているのは、茨城県、栃木県、富山県、岡山県の四県であります。

今回の副首都法案だけでは詳細を判断できず、不明瞭として態度を保留する自治体も多かったとのことでありますが、岐阜県について、現時点では七月二十八日の知事会見において見守っていくとのコメントがあったのみで、今後の方向性はまだ示されておりません。以前、防災庁の誘致については、ある意味では首都中枢機能代替地域としての意思表明であったと考えておりますが、今回の副首都法案の動きの中では、岐阜県としての意思がまだ感じられる状況ではありません。

県は、これまでリニア中央新幹線の整備効果を生かした地域づくりや防災庁の地方機関の誘致に積極的に取り組んでまいりました。防災庁の地方機関の誘致については、首都機能のバックアップ、国土強靱化の観点から進められているものであり、その考え方は首都中枢機能代替地域とも共通する部分があると考えます。副首都においては、現時点での経済規模、政府機能の集約など、岐阜県が対象となるには相当高いハードルがあると思いますが、首都中枢機能代替地域に関しては、茨城、栃木、岡山、富山といった県が手を挙げているように、副首都とはまた異なった観点での意思表明が可能であると考えます。

また、防災庁が今年十一月に発足し、二〇二七年度以降に全国で二か所の地方機関、いわゆる防災局が設置されるという流れもあります。今回、首都中枢機能代替地域への申請を検討している四県のうち、茨城県を除く三県は、防災庁の地方機関の誘致も表明をしております。

そこで、知事にお伺いします。今後の防災庁の地方機関の誘致や国土強靱化に向けた取組を進める上でも、岐阜県として副首都構想における首都中枢機能代替地域への申請を視野に入れた検討を行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

続いて三点目、岐阜県への観光誘客と県内周遊観光の推進について、観光文化スポーツ部長にお伺いします。

先日、八月十一日に高山市で開催された全国山の日のイベントのキックオフとして、アウトドア観光プロモーションが開始されました。「楽しすぎるぞ岐阜！」とのキャッチコピーとロゴが決定し、今後全国でＰＲされていくものと思います。

現在、岐阜県においては三年計画でアウトドア観光を進めていきたい考えと認識しておりますが、ようやくスタートラインについた状況であると考えます。アウトドア観光については、その場所柄、川や山奥など、市街地やメインの観光地から離れている場合が多いです。さらに、この岐阜県においては、自家用車やレンタカーによる移動が前提となるケースも多く、市町村の境界を意識して観光をしている方は少ないと考えます。

そのため、例えばキャンプ場を訪れた人にとって重要なのは、この場所は何市かではなく、近くに温泉はあるのか、家族で遊べる施設はあるのか、郷土料理が食べられる場所はあるのか、帰り道でどこに立ち寄ろうかということだと思います。子供連れなのか、お年寄りなのか、アウトドア志向なのか、はたまた出張ついでなのかによって、求める観光ルートも異なると思います。しかし、それは市町村単位ではなく、高速道路のインターチェンジごとにモデルルートなどを設定することも、観光満足度を引き上げるポイントになるのではないかと考えます。

今回のこのアウトドア観光戦略の大きな意義は、県内四十二市町村全てが参加できることにあると思ってい

ます。これまでの観光施策は、どうしても個々の市町村や観光地ごとの取組になりがちでしたが、今回の取組については、県が主体となって地域間をつなぎ、県全体を巡ってもらう仕組みを構築することが重要ではないでしょうか。

そこで、こちらの配付資料の三を御覧ください。（資料を示す）

こちらは、最近全国にバズっているGUNMA PASSPORTというものなんですが、皆様御存じでしょうか。こちらのGUNMA PASSPORTは、群馬県が今年の五月から交付を始めた本物のパスポートに似せた観光のパンフレットであり、観光名所や群馬県の三十五市町村の道の駅などを巡るスタンプラリーの判こを押すページなどで構成をされています。これまでにこのGUNMA PASSPORTは既に四万部が発行されていますが、人気のあまり交付申請が殺到し、一部抽せんになっており、さらには入手困難のため、ネット上で転売までされているという状況になっています。

さらに、茨城県は、八月六日にIBARAKI PASSPORTの交付を今年十月上旬から無料で始めると発表をしています。茨城県の大井川和彦知事は、定例会見において、非常に優れた取組で、茨城も思いっ切りパクりたいと発言し、山本群馬県知事にも了解を得たとのことでした。これだけ堂々とパクると言われると、むしろすがすがしい気持ちになります。

このGUNMA PASSPORTの大ヒットについては、漫画や映画の影響もあり、同じように他県がつくって同様に大ヒットするかというと難しいとは思いますが、茨城県も参入するということで、気がつけば三番煎じ、四番煎じになるかもしれませんが、こういったよい取組は県境を越えて広がるものだと思います。

一方で、岐阜県でも、例えば「ＶＩＶＡＮＴ」のロケ地として、岐阜県庁を含めて聖地巡礼が進んでおりま

すが、果たして今回聖地巡礼した観光客の皆さんは、県内のどこの観光地に立ち寄りお金を消費したでしょうか。現在「ＶＩＶＡＮＴ」の聖地巡礼として県庁を訪れる方も多く見受けられます。今回岐阜県庁に来た観光客を、果たして何人ほかの市町村や飲食店に結びつけられたのかを考える必要があると思います。ただ県庁に来て写真を撮って、なるほど、ここかと納得して帰られてしまっては、観光戦略としてはもったいないと思います。

もし仮に映画やドラマの聖地巡礼ルートがGIFU PASSPORTに載っていれば、もしかしたら巡礼していたかもしれないとは思いませんか。また、小学生がスタンプを目当てに親御さんと岐阜県の全市町村制覇に取り組む家族が出てくるとは思いませんか。親の立場からすると、スタンプラリーがあるならこの周辺で半日、一日潰せるななんて考えたことがある方はいらっしゃると思います。

今回のアウトドア観光の施策においてもデジタルスタンプラリーが展開されておりますが、子供とお年寄りは、なかなか主体的には参加できないと思います。一方で、旅行の行き先や目的地を決めるのは、購買意欲の高い年配層や子供たちであると思います。こうした世代を狙い、デジタルの時代だからこそ、リアルなスタンプを集める楽しさが再度見直されていると考えます。今の時代だからこそ、御朱印帳に代表されるように、実際に手元に残るものを集める楽しさが改めて評価されているのではないでしょうか。こうした広域的な仕掛けや周遊の仕掛けこそ県が取り組むべきことであり、地域の観光資源は市町村や民間企業が独自に磨き、観光客の集客に取り組んでいると思います。

そこで、観光文化スポーツ部長にお伺いします。

一点目、アウトドア観光については、今ある観光地情報を集約し、ホームページなどで観光客の属性や目的

に応じた観光ルートの提供など、市町村の枠を超えたシームレスな周遊観光の推進に県として取り組むべきだと考えますが、いかがでしょうか。

二点目、岐阜県においても、GUNMA PASSPORTを大いに参考にGIFU PASSPORTをつくるべきと考えますが、いかがでしょうか。現在実施しているアウトドア観光のデジタルスタンプラリーの状況などと併せて御答弁をお願いします。

最後に四点目、幼児教育センターの設置と幼保小連携の推進について、教育長と子ども・女性部長にお伺いします。

次に、現在設置を検討している幼児教育センターについて質問をします。

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性は、教育基本法に位置づけられております。現在、地域における幼児教育の質の向上の支援の拠点として、幼児教育の推進体制の構築のため、全国各地で幼児教育センターが事業化され、設置が進められてきました。この幼児教育センターは、幼稚園、保育所、認定こども園など全ての園を対象として、人材育成、園や学校への支援、情報発信、幼保小連携の促進、調査・研究など、幼児教育のさらなる質の向上を図る拠点として役割を担っております。

この幼保小連携においては、小学校側の受入れ体制だけでなく、幼稚園、保育所、認定こども園という子供を送り出す側の体制を県内で統一的に整えることが同様に重要であります。また、幼児教育アドバイザーの育成、配置を通じて、現場への助言や支援を行う役割も期待されております。

ここで、配付資料の四を御覧ください。（資料を示す）

こちらを見ていただきますと、幼児教育センターは、令和八年七月時点で四十二道府県に設置をされており

ます。岐阜県においては、全国で数少ない幼児教育センターが未設置の都道府県であり、第四次岐阜県幼児教育アクションプランの推進において、岐阜県幼児教育センター開設に向けての議論を進めることとなっています。既に設置されている全国の幼児教育センターでは、教職員への研修提供、相談業務、幼保小連携、接続への理解を深める研修や取組、小学校教職員も対象とした合同研修の実施、外部機関や私立園との連携強化など、様々な成果が報告されています。

一方で、既に文部科学省や国立幼児教育研究センターによれば、全国の幼児教育センターの実態把握や課題が浮き彫りとなっています。今後取り組むべき課題としては、以下が上げられます。一つ目、小学校教員側の合同研修への参加、関与の拡大。二つ目、施設訪問などの取組における施設間の格差の解消。三つ目、外国にルーツを持つ幼児への支援体制の構築。そのほか、幼保小連携は、幼稚園と小学校が中心となりがちであり、保育所を連携の場に引き込む役割が求められております。今後幼児教育センターを設置するのであれば、こうした先行事例の成果を取り入れるとともに、課題も踏まえた実効性の高い体制をつくってほしいと考えます。

また、過去の県議会における一般質問の答弁においても何度か出てきていますが、幼児期の発達支援については、医療的な見地からのサポート体制の充実も欠かせません。現在、小学校への就学前健診は一般的でありますが、県内を見回すと五歳児健診を行政として実施しているところとしていないところが分かれております。

一点、ここで、私のところに相談があった事例として、小学校への就学猶予というお話があります。数年前ではありますが、お子さんが超未熟児として、本来の予定日よりも大幅に早く生まれてきた結果、本来の学年よりも一つ上の学年になってしまったとのことでした。この御家庭では、幼稚園段階で出生年よりも一つ学年を遅らせて対応してもらっていましたが、小学校への入学通知については出生年どおりに届くことになります。

お子さんの発育状況や保護者の希望を踏まえ、就学猶予の制度を活用し、小学校には一年遅れて入ることに決定をしました。各務原市においては、就学猶予についてほとんど事例がなく、一年遅らせることのメリットやデメリットを説明した上で、双方納得の上、就学猶予ということになりました。

一方で、現在各務原市内の幼稚園の現場の話を聞くと、実は発達面や健康面など、様々な理由で幼稚園の学年を遅らせている子供は少なからずいるとのことです。しかしながら、この就学猶予という選択肢は保護者にとってはなじみがなく、こうした子供はそのまま小学校に進級することがほぼ全てとなっています。幼稚園では、発達状況に応じて学年編成を柔軟に調整している事例も見られますが、保育園については基本的には年齢ごとのクラス編成が基本となり、こうした対応が取りにくいという構造もあります。こうした施設の種別によっても子供への対応が変わっているということは、県として認識しておく必要があると思います。

そして、就学猶予については、例えば早生まれだからという理由だけでは難しく、医学的見地から発達の遅れや先天的な病気など医師の判断が必要となります。こうした医師の判断を幼保小の連携に組み込んで、就学前の段階から子供の発達状況を適切に把握することが必要であると考えます。特に小規模な自治体においては、就学猶予のようなまれな事例に数年から数十年に一度しか直面しないこともあり、経験の蓄積や専門的判断において大規模自治体との差が生じやすいと考えます。県レベルで事例とノウハウを集約し、市町村へ還元する機能こそ、幼児教育センターに求められると思います。また、既存の研修や事業を集約するにとどまらず、困難事例やまれな事例を県全体の知見として蓄積、共有し、市町村間、施設間の格差を埋めていく実効性のある組織としていただきたいと思います。

そして、幼児教育センターの設置とともに、五歳児健診についても、ぜひとも岐阜県として導入補助体制を

構築していただき、岐阜県の幼保小連携についてさらに深化させるべきだと考えます。五歳児健診は、子供の発達状況を把握し、小学校への円滑な接続につなげる有効な機会であると考えますが、県内では実施状況に差が見られます。

そこで、まず教育長にお伺いします。幼児教育センターの設置により、幼保小の連携のさらなる促進を目指すものと考えられますが、既に全国の幼児教育センターの状況を踏まえると、課題も見えてきております。岐阜県として、幼児教育センターを改めてこのタイミングで設置する意義をどのように捉え、特に小学校への円滑な接続という観点から、どのような機能や役割を重点的に整備していくお考えか、お伺いいたします。

次に、子ども・女性部長にお伺いします。

幼保小の連携においては、小学校への円滑な接続、児童の特性に応じた支援先への接続が重要であり、そのためには、子供の発達状況を早期に把握し、医学的な視点も踏まえながら、就学猶予制度を含めた必要な支援や制度につなげていくことが求められます。五歳児健診の実施促進やその後の相談支援の必要なフォローアップに向けて、今後どのように取り組んでいかれるのか、お伺いいたします。

岐阜県における子供の数は減少に歯止めがかかりませんが、少なくとも今岐阜県で暮らしている子供やその保護者については、岐阜県で育ってよかった、育ててよかったと実感が増すような幼児教育センターにしてほしいと思います。

以上で質問を終わります。御清聴誠にありがとうございました。

（拍　手）

○副議長（長屋光征君）　知事　江崎禎英君。

〔知事　江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君）　私には、副首都構想における首都中枢機能代替地域への申請に向けた検討についてお尋ねをいただきました。

副首都構想につきましては、大規模災害時のリスク分散のほか、東京一極集中の流れを変えるものとして大いに期待をしております。しかしながら、副首都そのものにつきましては、法律で定められた要件を見ますと、中部地方整備局や中部経済産業局といったその地方を統括するような国の出先機関が一定程度集積・立地していることや、政令市があるなど首都機能を代替できる行政体制が備わっていることなどが想定されていると考えられるため、本県がその要件を満たすことは難しいと思われます。一方で、議員御指摘の首都中枢機能代替地域につきましては、副首都とは異なり、その要件や担うべき機能などの詳細が示されていないことから、今後の議論を注視しているところでございます。

岐阜県は日本の中央に位置し、津波の心配もなく強固な地盤を有していることから、大規模災害時のバックアップ機能を担う地域として国内で最適な条件を備えた県であるということで、既に防災庁の地方機関の誘致に名のりを上げているところでございます。また、本県は、高速道路網の整備によって、東西南北どこからでもアクセスしやすいことに加え、将来的にはリニア中央新幹線により首都圏から一時間弱での往来が可能となるため、平時においては東京都と一体となった運用が可能であると考えております。

したがいまして、今後、首都中枢機能代替地域の要件を定める政令や基本的な事項を定める基本方針が明らかになり次第、改めて県としての強みを大いにＰＲし、当該地域に指定されることを目指してまいりたいと考えます。

○副議長（長屋光征君）　観光文化スポーツ部長　渡辺幸司君。

〔観光文化スポーツ部長　渡辺幸司君登壇〕

○観光文化スポーツ部長（渡辺幸司君）　岐阜県への観光誘客と県内周遊観光の推進について、二点お尋ねをいただきました。

まずアウトドア資源を活用した周遊観光の推進についてお答えをいたします。

県では、本年九月からスタートしたアウトドア観光プロジェクトにおきまして、観光客の県内周遊を促す取組を展開しております。具体的には、本プロジェクトを代表する施策として、県内百九か所のアウトドアコンテンツを掲載した冊子、岐阜アウトドアＷａｌｋｅｒを制作し、五圏域別の周遊モデルコースを提案しております。さらに、ＮＥＸＣＯ中日本と連携したドライブプランにおいて、エリアごとのモデルコースやお勧めスポットをホームページなどで周知するほか、県内五十五の道の駅を巡るスタンプラリーを実施しているところです。

このように、本年度は、魅力あるコンテンツの認知度向上を主眼とし、県のブランドイメージの浸透を図っておりますが、さらなる周遊の促進にはターゲットごとの戦略的なプロモーションが必要です。そのため、来年度に向けては、例えば中高年層向けに人気のウオーキングや温泉を組み込んだコース、子育て世帯向けの自然体験型コンテンツを取り入れたコースの造成など、観光客の属性や目的に応じた周遊観光ルートの開発を検討してまいります。

次に、GIFU PASSPORTの導入についてお答えをいたします。

スタンプラリーにはデジタルと紙媒体があり、それぞれ利点と課題がございます。デジタル方式は、安価か

つ短期間で導入できる反面、御指摘のとおり手元に残らず記念になりにくいほか、スマートフォンの保有率が低い子供や高齢者には参加しづらいと考えております。現に実施中の道の駅のデジタルスタンプラリーでは、利用者の九割強が二十から六十代である反面、二十歳未満が二％、七十代以上が五％の状況です。

一方で、リアルなスタンプ巡りは、幅広い年代の参加が期待できますが、県だけでは完結が難しく、市町村や観光施設などの理解と協力が不可欠です。例えばスタンプの押印、これはもちろんですけれども、それに加えて地域内の観光施設や飲食店を巡る企画、各種プレゼント企画など、関係者が趣旨を共有して地域の魅力を生かす取組が求められます。本県は今、テレビドラマ「ＶＩＶＡＮＴ」の聖地として注目がされており、この機を捉えたロケ地巡りを企画しております。実施に際しましては、先ほど御提案をいただきましたGUNMA PASSPORTも参考としながら、地元関係者と協議して、広域周遊につながる効果的な手法を検討してまいります。

○副議長（長屋光征君）　教育長　堀　貴雄君。

〔教育長　堀　貴雄君登壇〕

○教育長（堀　貴雄君）　幼児教育センターの設置意義と重点的に整備する機能・役割についてお答えをします。

本県における幼児教育は、私立幼稚園や保育所等を所管する知事部局と公立幼稚園を所管する教育委員会の連携が平成二十一年度から始まり、その翌年から四年間、国の事業を活用し、県内十二市町において幼児教育と小学校教育の接続のための実践研究を進め、平成三十年度には岐阜県版の接続期カリキュラムを作成いたしました。その後、令和四年度から国の事業に本県が採択され、県内五圏域の市町をモデルに研究を進める中、幼児教育施設と小学校の教職員相互の理解が深まり、子供の発達や学びの連続性を意識した保育や授業の充実につながったところです。

こうした一連の取組の成果等を踏まえると、今こそ幼児教育センターを設置することで、公立・私立や施設の種類による垣根を越えて、幼児教育の充実や幼保小の円滑な接続を進めることができるというふうに考えております。

そこで、岐阜県で育ててよかった、そして育ってよかったと実感できることを目指す岐阜県の幼児教育センターでは、幼保小連携の橋渡し役となる専門員の派遣に加え、研修や情報発信といった機能を重点的に整備し、幼保小が一体となって子供の育ちを支える体制づくりに取り組んでまいります。

○副議長（長屋光征君）　子ども・女性部長　桑田善晴君。

〔子ども・女性部長　桑田善晴君登壇〕

○子ども・女性部長（桑田善晴君）　五歳児健診の実施促進や健診後の相談支援等のフォローアップに向けた取組についてお答えいたします。

五歳児健診については、国が掲げる令和十年度の全市町村実施に向けて、県内では今年度までに十六の市町村が実施、さらに今後十八の市町が実施予定と取組は拡大しつつあります。

一方で、検討中の市町村からは、医師や臨床心理士等の専門人材の確保や健診後のフォローアップにおける保健、医療、福祉、教育等の関係機関の連携強化などが課題と伺っております。

このため、改めて県として、県小児科医会、臨床心理士・公認心理師協会などに人材派遣を協力要請するほか、県内小児医療機関等で構成される五歳児健診導入を促進するコンソーシアムに参画し、専門人材確保をはじめ、健診の導入に必要な取組を支援してまいります。加えて、具体的な母子保健、福祉、医療等の連携事例や支援が必要な子供を就学相談や教育支援に円滑につなぐ好事例の横展開、さらには健診後、子供が多くの時

間を過ごす保育所等の就学前施設に対し、その役割や関わり方の研修を開催するなど、フォローアップの取組を支援してまいります。

○副議長（長屋光征君）　以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

明日は午前十時までに御参集願います。

明日の日程は追って配付いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後三時二十四分散会